

蕨市子ども・子育て支援事業計画

(案)

平成27年3月

蕨市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状.....	3
1. 人口・世帯等.....	3
(1) 人口・世帯の推移.....	3
(2) 人口構成の推移.....	3
(3) 出生数の推移.....	4
(4) 合計特殊出生率の推移.....	4
2. 女性の労働力・婚姻の状況.....	5
(1) 女性の労働力率の推移.....	5
(2) 未婚率の推移.....	5
3. 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状.....	6
(1) 幼稚園の状況.....	6
(2) 保育園の状況.....	6
(3) 留守家庭児童指導室（放課後児童クラブ）の状況.....	7
4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）.....	8
(1) 調査概要.....	8
(2) 就学前児童保護者調査.....	9
(3) 留守家庭児童指導室利用保護者調査.....	14
第3章 蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価.....	17
第4章 計画の基本理念と基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	19
2. 基本方針.....	20
3. 基本目標.....	21
4. 計画の体系.....	22
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	24
1. 将来の子ども人口.....	24
2. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....	25
3. 計画の推進方策.....	26
(1) 教育・保育施設の充実.....	26
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	29
4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....	33
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	33
(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性.....	33

(3) 各事業間および、関係機関との連携.....	33
第6章 子育てに関する総合的な施策の展開.....	34
基本目標1 子育て家庭への幅広い支援.....	34
(1) 総合的な子育て支援など.....	34
(2) 子育てに関する学習機会の提供.....	35
(3) 子育てに関する相談機会の提供.....	36
(4) 子育て支援情報の提供.....	37
(5) 子育て家庭などの交流の促進.....	38
(6) 一時的保育・ショートステイなど.....	39
(7) 子育て家庭の直接的支援.....	39
(8) 子育て家庭の経済的支援.....	40
基本目標2 安心して働ける子育て支援.....	42
(1) 定期的な保育サービスなど.....	42
基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援.....	43
(1) 子どもの健康の確保・増進.....	43
(2) 障害のある子どもへの支援.....	45
基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成.....	47
(1) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進・充実.....	47
(2) 学校外における教育の推進と次世代育成.....	49
基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり.....	53
(1) 住環境の整備.....	53
(2) 安心して外出できる環境の整備.....	53
(3) 安全・安心なまちづくり.....	54
基本目標6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上.....	55
(1) 子どもの安全を守る体制づくり.....	55
(2) 男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成.....	59
(3) ボランティア活動等の推進.....	60
(4) 児童虐待の防止.....	61
第7章 計画の推進体制と進捗管理.....	63
1. 取組みの方針.....	63
2. 計画の推進体制.....	63
3. 計画の進捗管理と点検・評価.....	63

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、14歳以下の年少人口については今後も減少傾向となり、2010年の1,684万人から、2060年には791万人まで減少することが予測されています。

共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化によって、子どもたちを支える親の負担が増えるとともに、仕事と子育てを両立させることが困難な状況にあるなか、国や地域をあげた社会全体で少子化に歯止めをかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

こうした背景を受け、平成24年8月には、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

本市では、これまでも次世代育成支援対策推進法に基づく「蕨市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年度から平成26年度までを期間とした後期計画では、基本理念「子どもたちと一緒に生きる喜び溢れる わらび」を目指し、前期計画の進捗を踏まえた次世代を担う子どもたちの育成と子育て家庭の支援に取り組んできましたが、このたび、子ども・子育て関連3法に基づく「蕨市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定することにより、「蕨市次世代育成支援行動計画」を継承し、引き続き、子どもたち一人ひとりが、健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを上位計画とした子ども・子育て分野の個別計画として位置付けます。

また、本計画は平成22年3月に策定された「蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

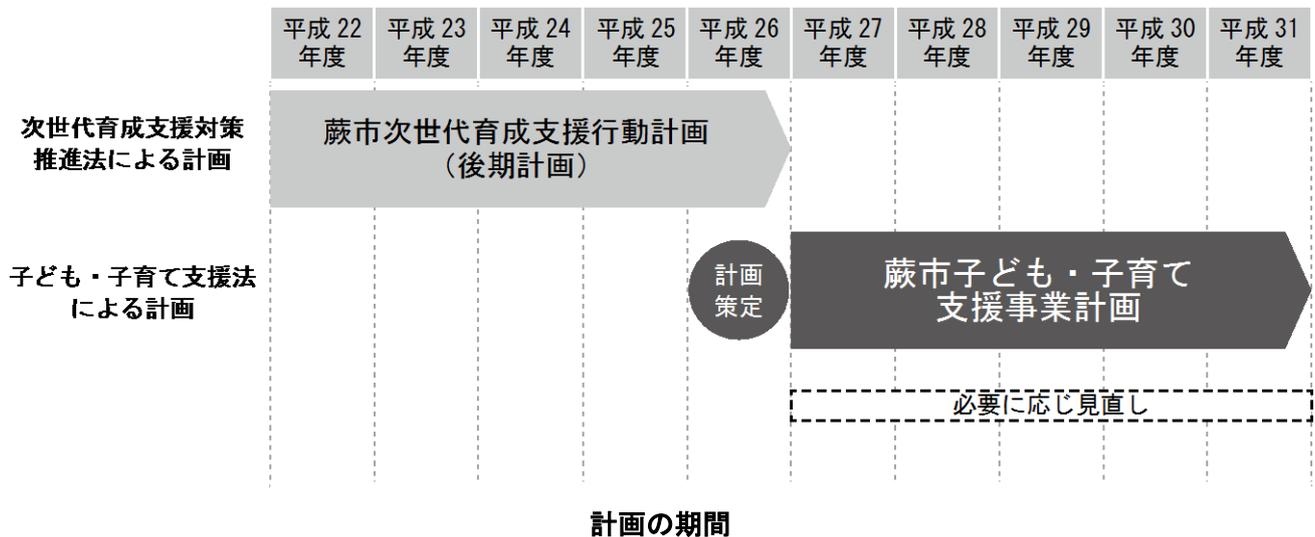
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

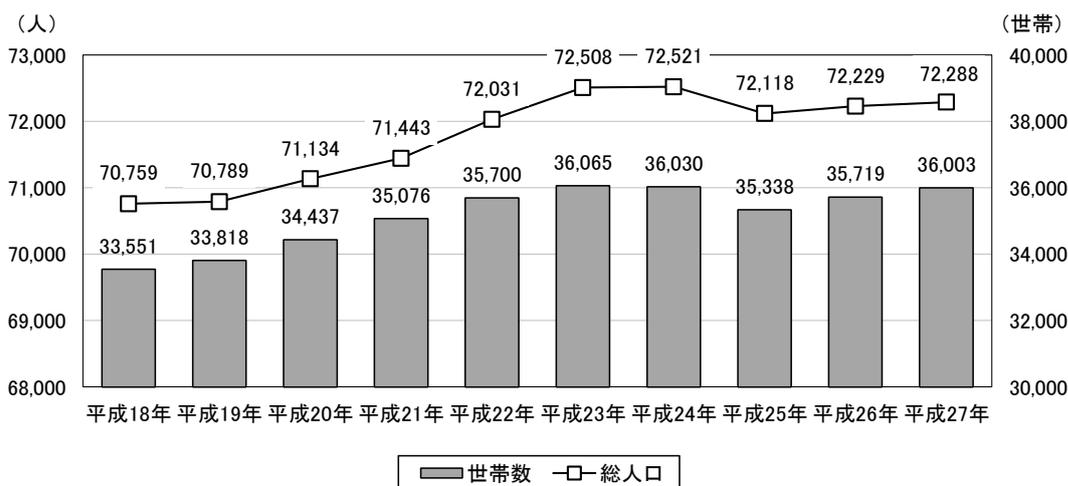


第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

1. 人口・世帯等

(1) 人口・世帯の推移

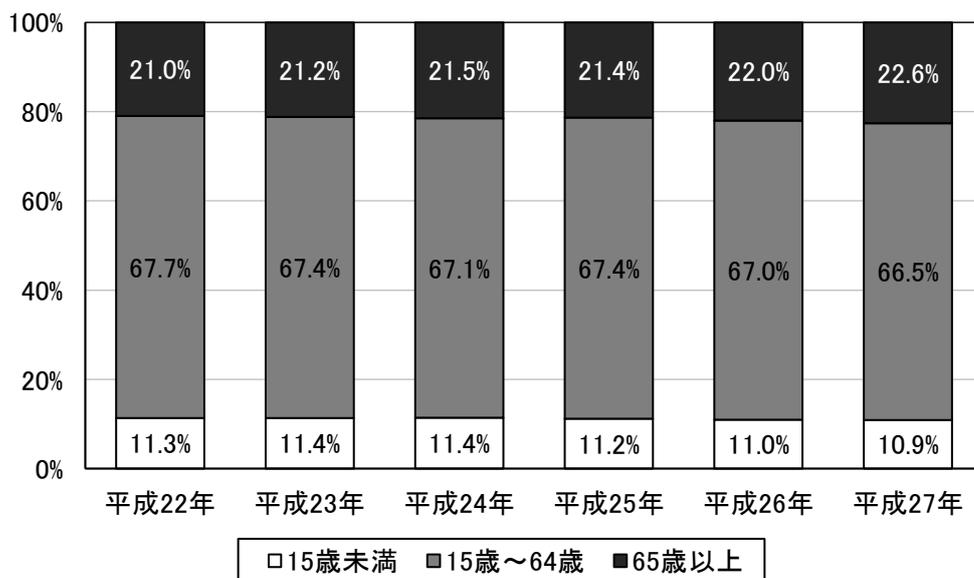
本市の人口は、平成24年まで増加傾向だったものの、平成25年は減少しました。しかし、再び増加傾向となり、平成27年の人口は72,288人となっています。世帯数も同様の傾向となり、平成27年で36,003世帯となっています。



(出典：蕨市ホームページ「各年次別人口統計」、各年1月1日現在)

(2) 人口構成の推移

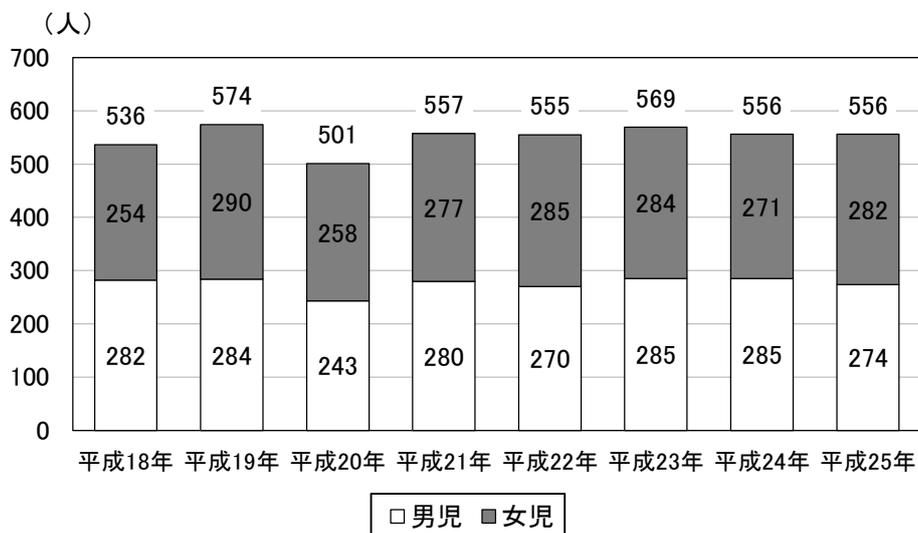
人口構成を見ると65歳以上の高齢者人口が微増傾向を示し、15歳未満の年少人口が微減傾向を示しています。本市においても少子高齢化の傾向が表れています。



(出典：蕨市ホームページ「年齢別人口統計」、各年1月1日現在)

(3) 出生数の推移

本市における出生数は変動を繰り返しながら、おおむね横ばい傾向を示しており、平成25年における出生数は、男児で274人、女児で282人となっています。

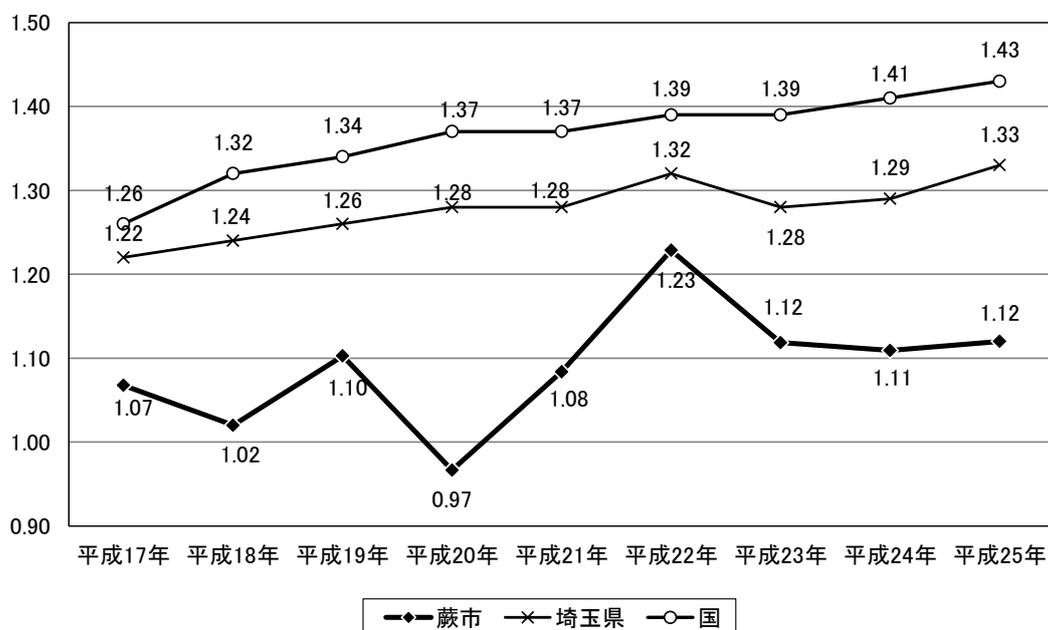


(出典：厚生労働省「人口動態調査」)

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると、国、県よりも低い水準にあります。

本市の平成25年における合計特殊出生率は1.12となっており、人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回っています

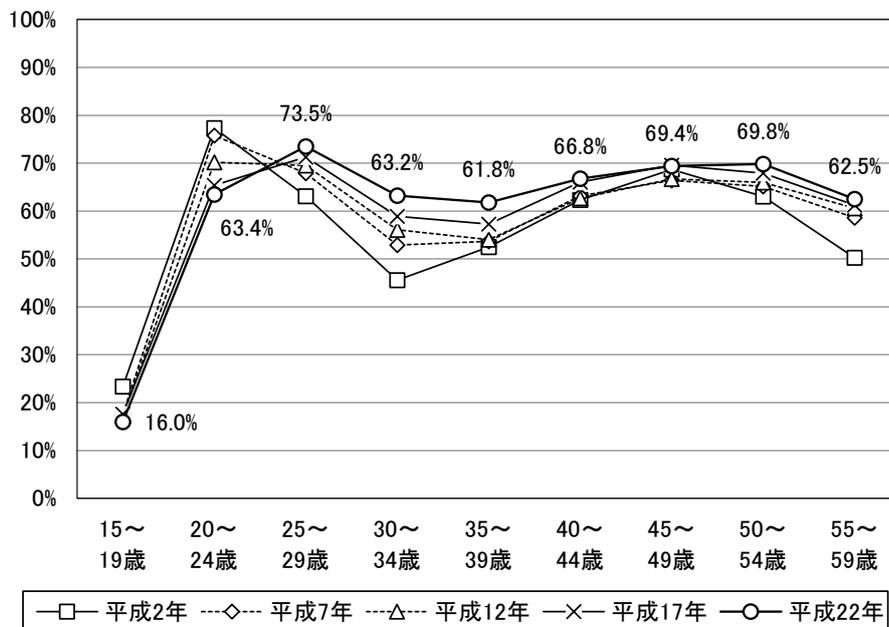


(出典：埼玉県「合計特殊出生率の年次推移(保健所・市町村別)」)

2. 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

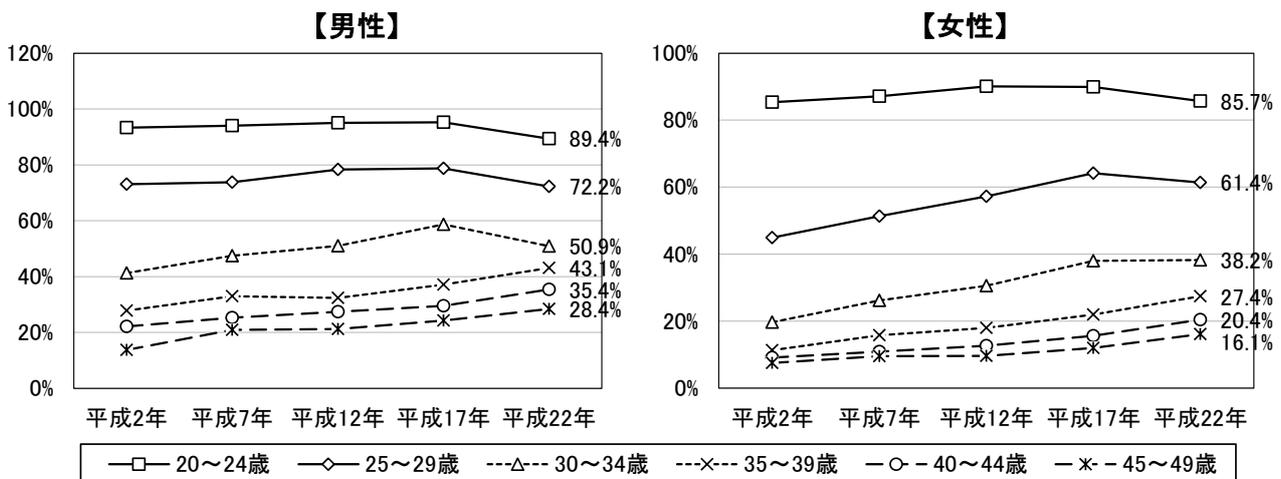
女性の労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に離職し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年では、その曲線が緩やかになってきており、20歳以上の労働力率は6割以上が維持されています。



(出典：総務省「国勢調査」)

(2) 未婚率の推移

平成22年の未婚率は、平成17年以前と比較して、20～34歳で減少に転じていますが、35歳以上では上昇傾向が続いています。

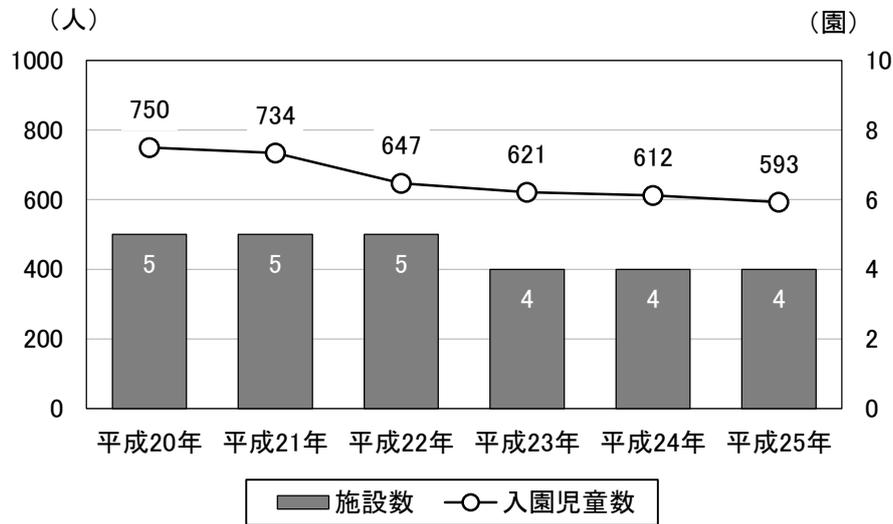


(出典：総務省「国勢調査」)

3. 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の現状

(1) 幼稚園の状況

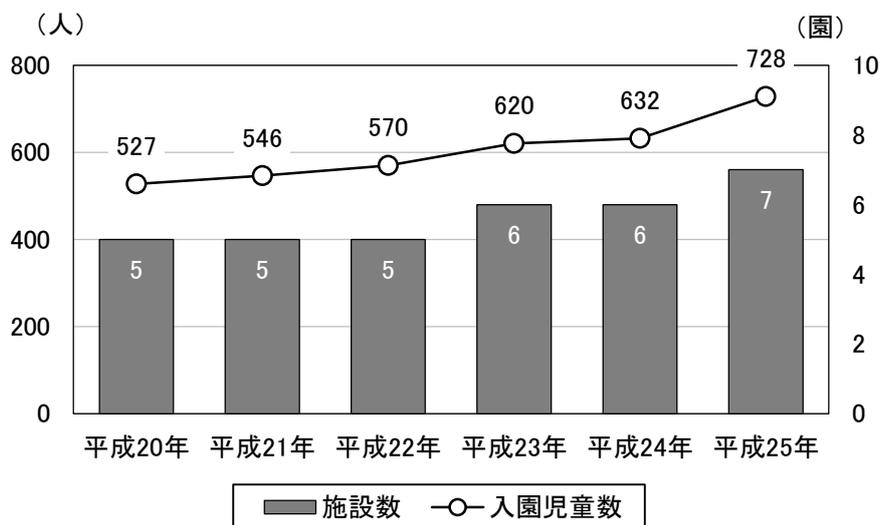
平成 25 年現在の幼稚園の施設数は 4 園で、入園児童数は減少傾向を示し、平成 25 年では 593 人となっています。



(資料：文部科学省「学校基本調査」)

(2) 保育園の状況

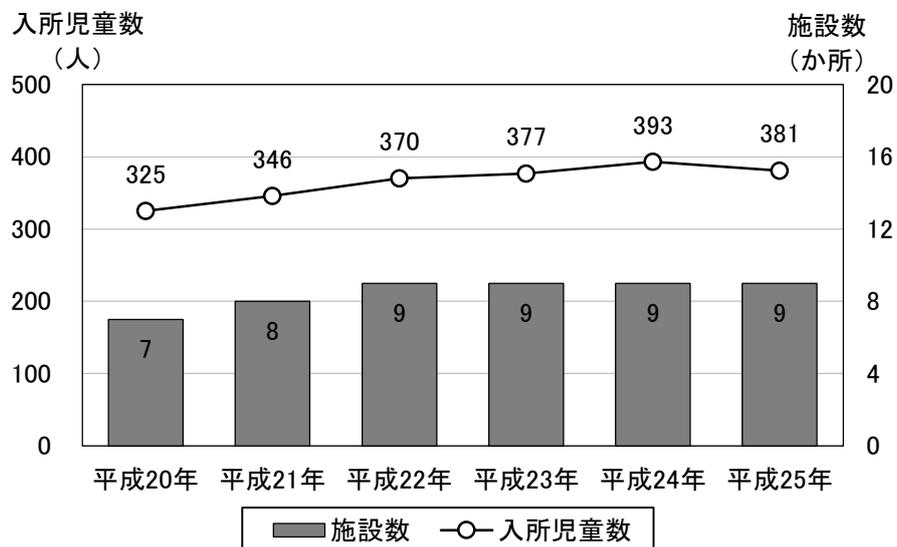
認可保育園は平成 23 年と平成 25 年に各 1 園ずつ加わり、計 7 園となっています。入所児童数は増加傾向を示し、平成 25 年で 728 人となっています。



(資料：蕨市「統計わらび」)

(3) 留守家庭児童指導室（放課後児童クラブ）の状況

留守家庭児童指導室は平成 21 年と平成 22 年に各 1 か所ずつ増設し、計 9 か所と
なっています。入室児童数は微増傾向がうかがえ、平成 25 年で 381 人となっていま
す。



(資料：蕨市「統計わらび」)

4. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査より抜粋）

平成25年度に、幼稚園・保育園・留守家庭児童指導室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

（1）調査概要

アンケート調査の種類、調査内容及び調査結果は以下のとおりです。

・ 調査の種類と対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童保護者調査	就学前児童がいる家庭の保護者	1,200人
留守家庭児童指導室 入室児童保護者調査	留守家庭児童指導室を利用している 児童の保護者	378人

・ 調査内容

対象地域は蕨市全域とし、以下の方法によるアンケート調査を行いました。

種類	調査方法
就学前児童保護者調査	無作為抽出によるサンプル調査
留守家庭児童指導室 入室児童保護者調査	留守家庭児童指導室利用世帯への 全数調査

・ 回収結果

この調査の回収結果は下表のとおりです。

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	1,200	551	45.9%
留守家庭児童指導室 入室児童保護者調査	378	185	48.9%
合計	1,578件	736件	46.6%

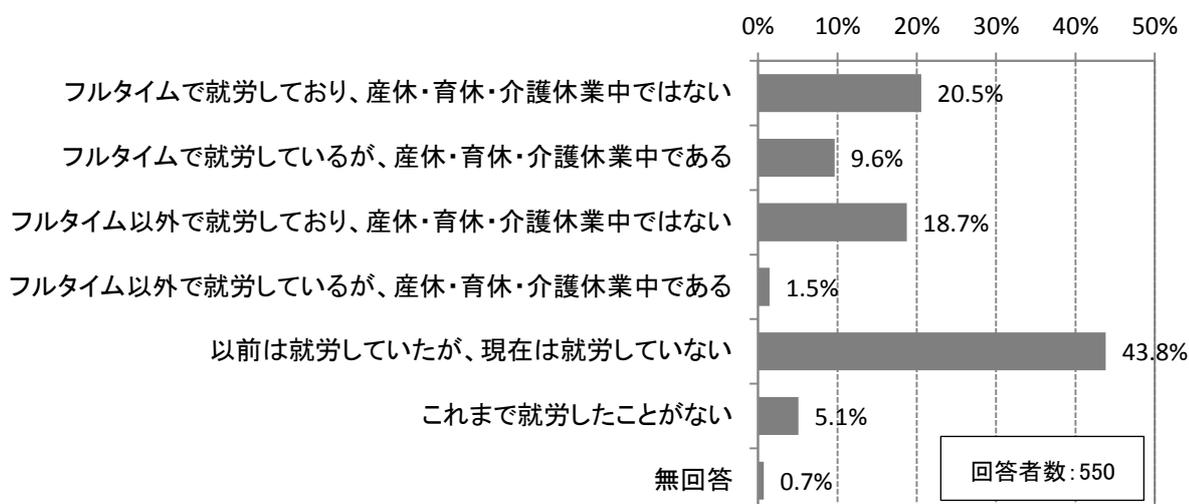
(2) 就学前児童保護者調査

就学前児童保護者調査の結果について、主なものを抜粋します。

①保護者の就労状況

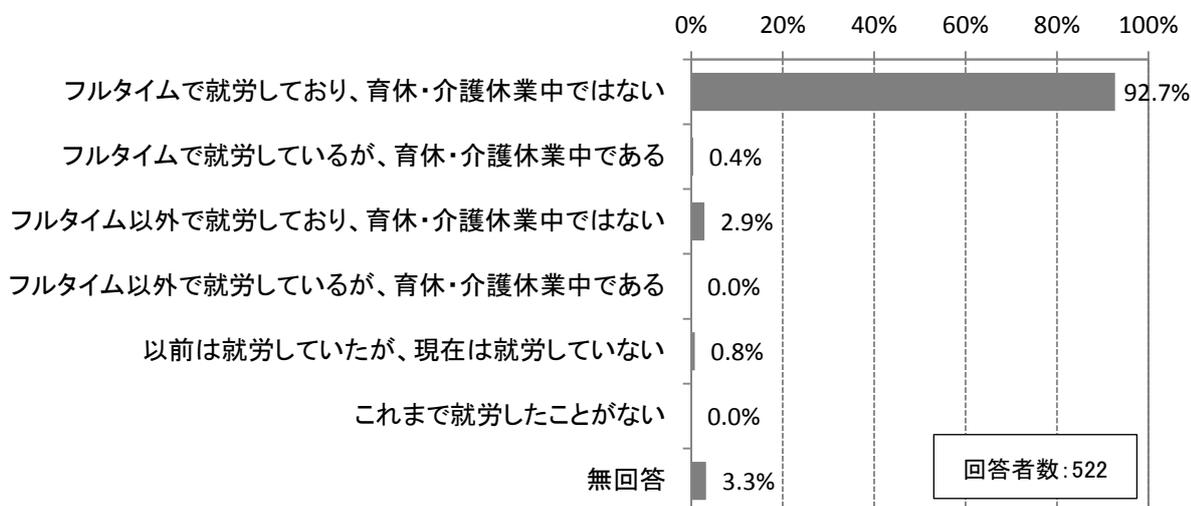
【母親】

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 43.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20.5%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 18.7%となっています。産休・育休・介護休業中の割合は合計 11.1%となっています。



【父親】

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 92.7%と最も高くなっています。産休・介護休業中の割合はフルタイム就労で 0.4%となっています。

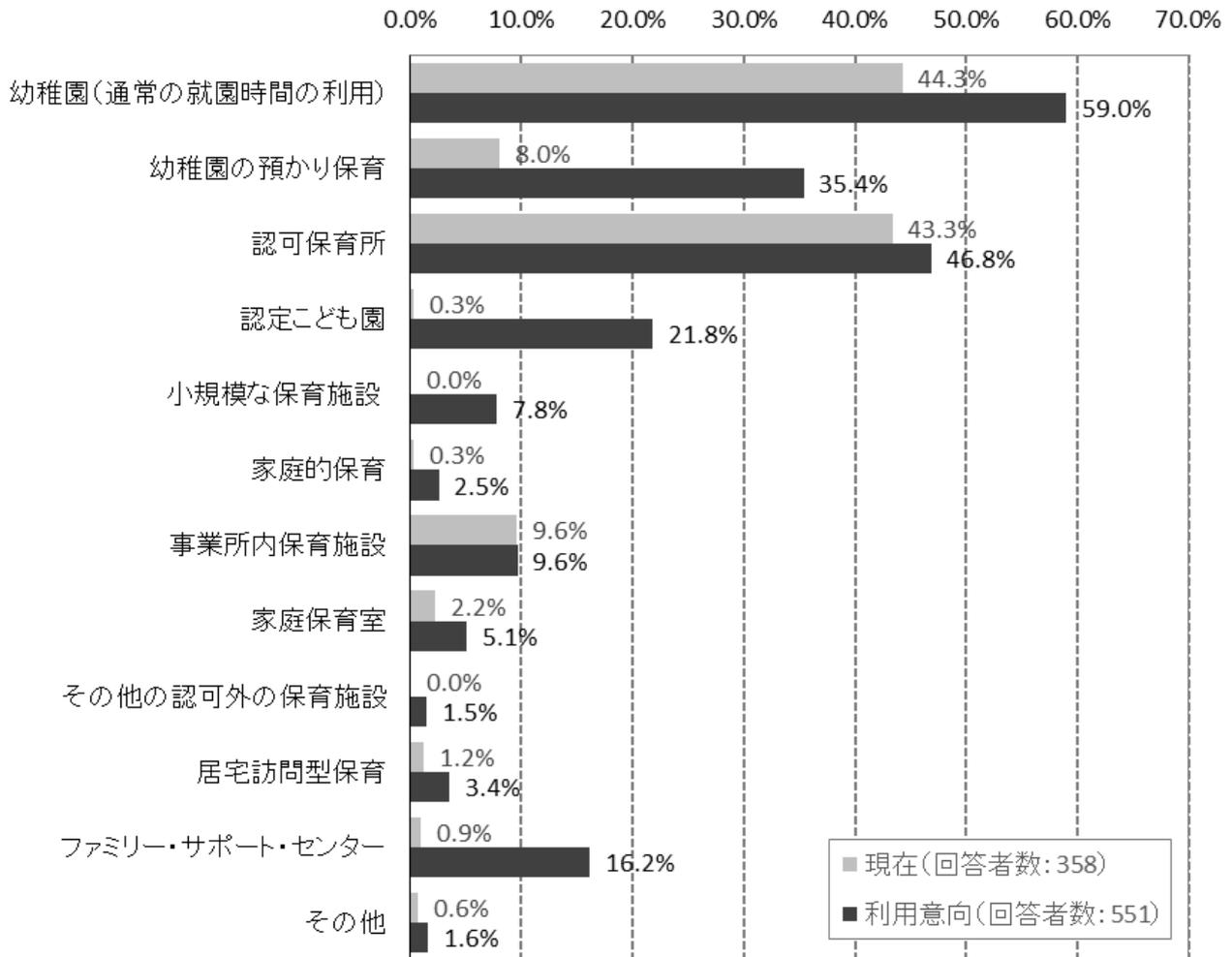


②定期的に利用している事業と今後利用したい事業

定期的に利用している事業は、「幼稚園」で 44.3%と最も高く、次いで「認可保育園」で 43.3%となっています。

一方、利用意向は「幼稚園」で 59.0%と最も高く、次いで「認可保育園」で 46.8%となっています。

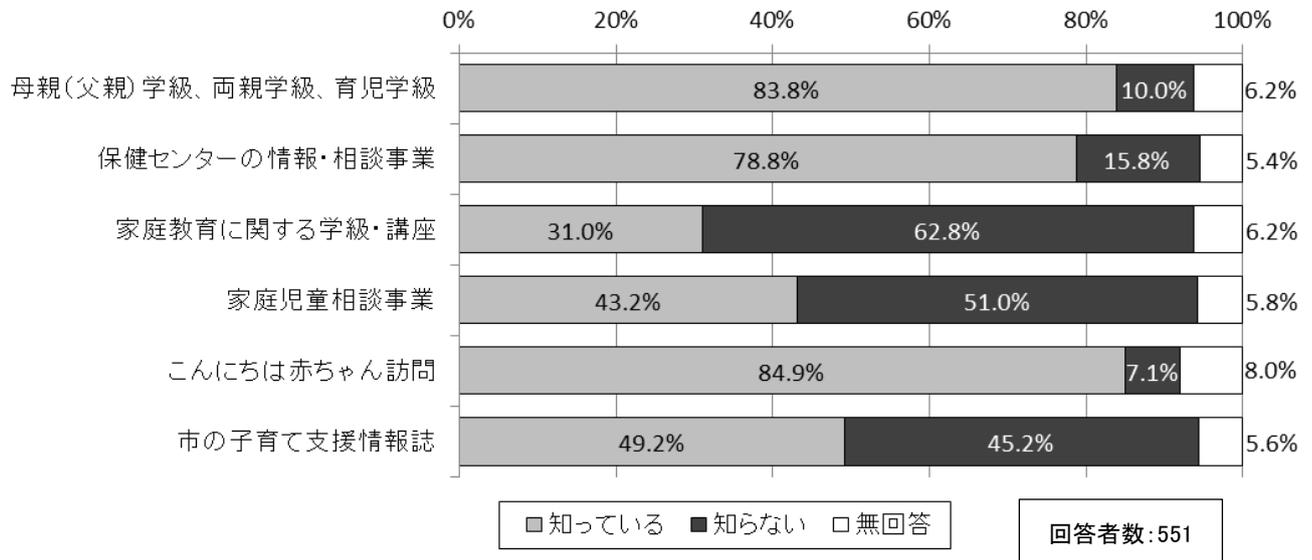
「幼稚園の預かり保育」は、利用しているとの回答が 8.0%に対し、利用希望が 35.4%となっており、現状より希望が大きく上回る回答となっています。



③市で実施している事業の認知度と利用意向

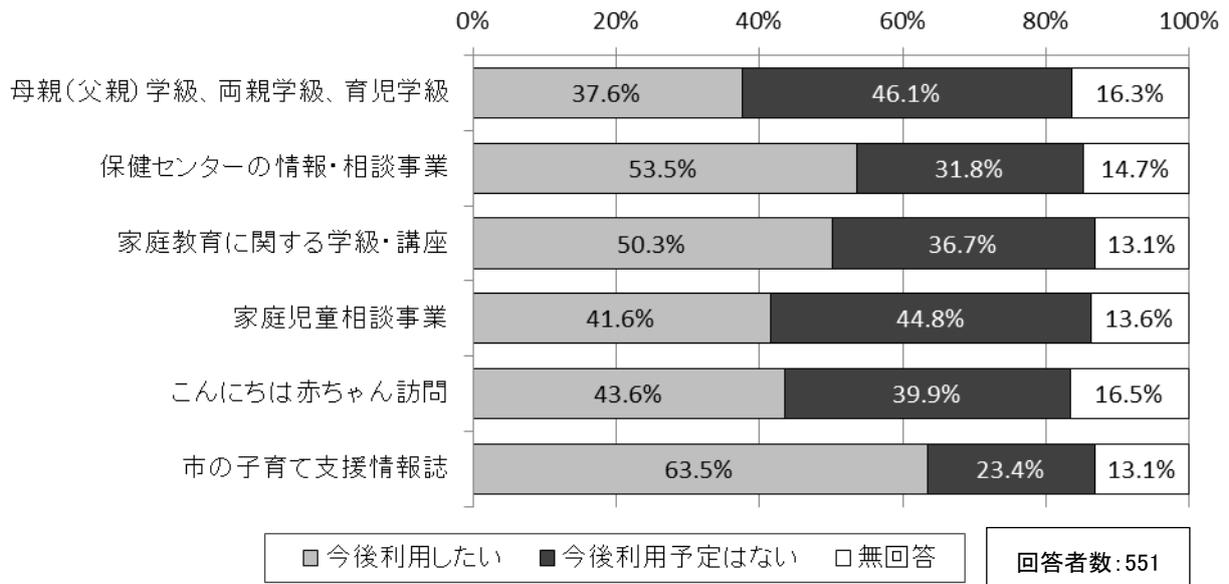
【認知度】

市で実施している事業の認知度は、「こんにちは赤ちゃん訪問」で 84.9%と最も高く、次いで「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」で 83.8%、「保健センターの情報・相談事業」で 78.8%となっています。



【利用意向】

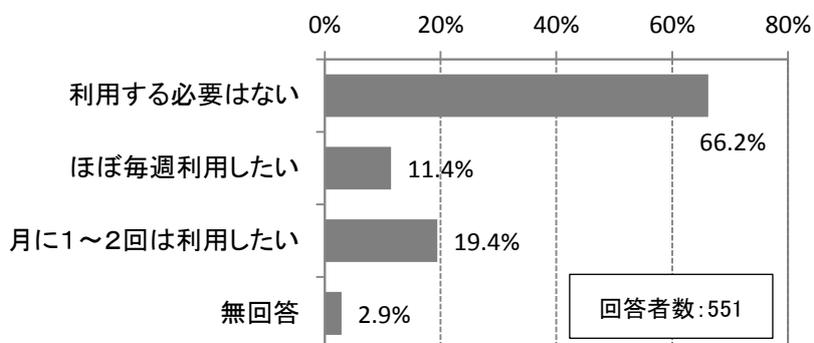
利用意向は、「市の子育て支援情報誌」で 63.5%、次いで「保健センターの情報・相談事業」で 53.5%、「家庭教育に関する学級・講座」で 50.3%となっており、いずれの事業も 5 割以上で利用意向が示されました。



④休日・休暇等の利用意向

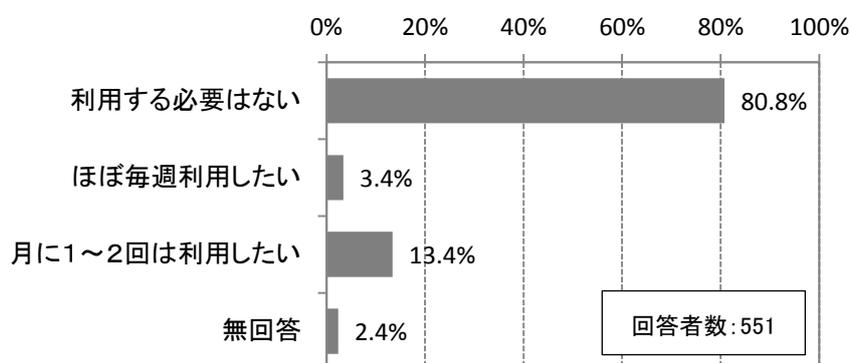
【土曜日の教育・保育事業の利用意向】

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が66.2%に対し、「月に1～2回は利用したい」が19.4%、「ほぼ毎週利用したい」が11.4%で、利用の希望は合計30.8%となっています。



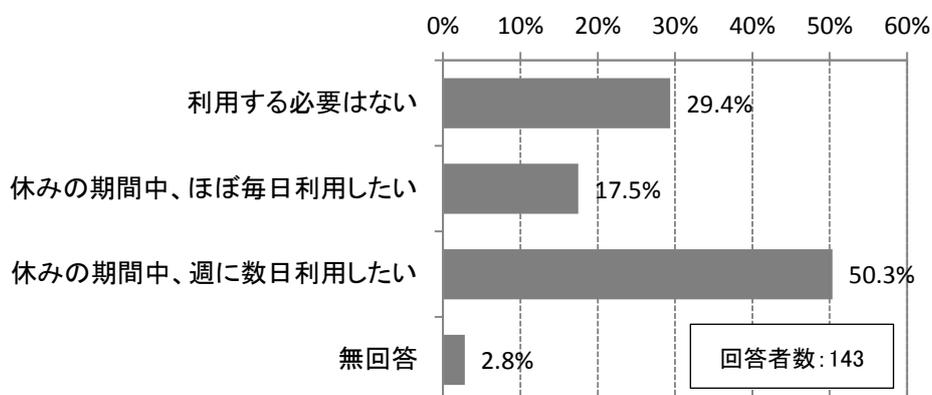
【日曜・祝日の教育・保育事業の利用意向】

日曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が80.8%に対し、「月に1～2回は利用したい」が13.4%、「ほぼ毎週利用したい」が3.4%で、利用の希望は合計16.8%となっています。



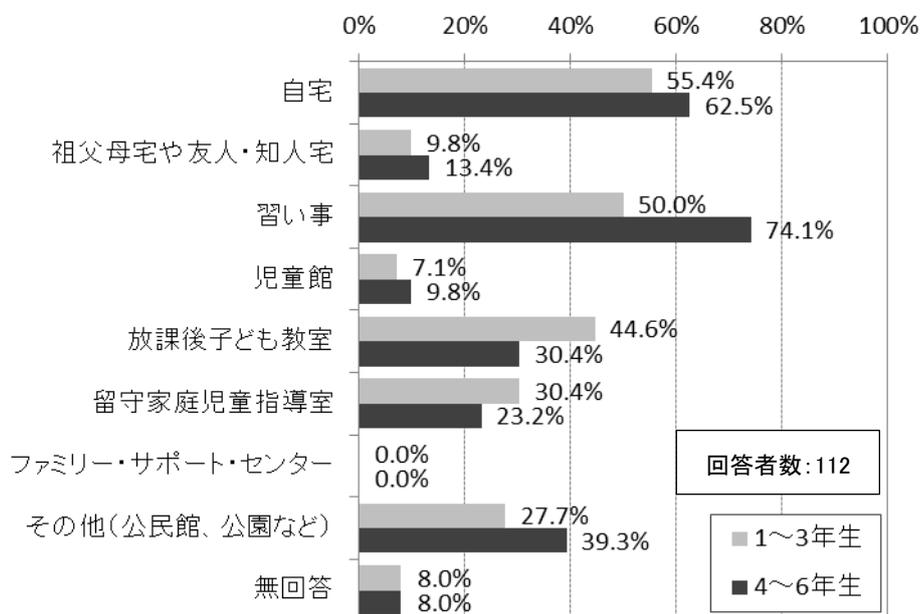
【幼稚園の長期休暇中の利用意向】

幼稚園利用者における夏休み・冬休みなどの長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が29.4%に対し、「休みの期間中、週に数日利用したい」が50.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が17.5%で、利用の希望は合計67.8%となっています。



⑤小学校就学後の放課後の過ごし方

5歳以上の子の保護者に聞いた、小学校就学後の放課後の過ごし方は、「自宅」と「習い事」が低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）いずれも高く、次いで低学年では「放課後子ども教室」が44.6%となっているのに対し、高学年では「その他（公民館、公園など）」が39.3%となっています。



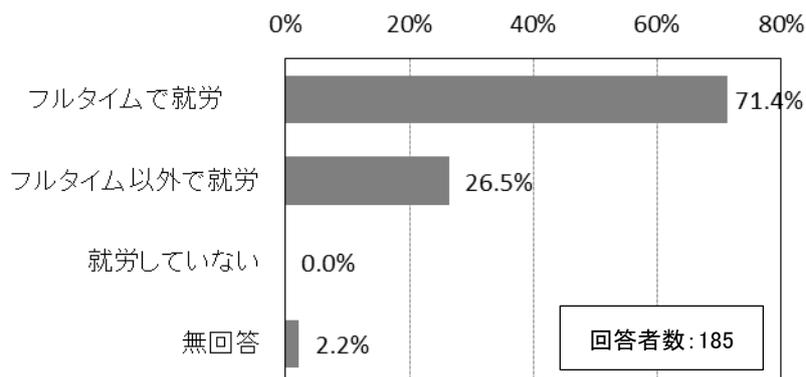
(3) 留守家庭児童指導室利用保護者調査

留守家庭児童指導室利用保護者調査の結果について、主なものを抜粋します。

①保護者の就労状況

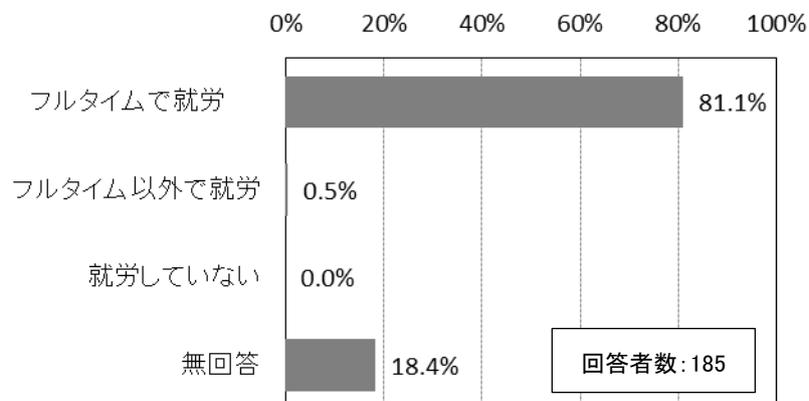
【母親】

「母親」の就労状況は、「フルタイムで就労（週5日・1日8時間程度）」の割合が71.4%と最も高く、次いで「フルタイム以外で就労（パート・アルバイト含む）」が26.5%となっています。



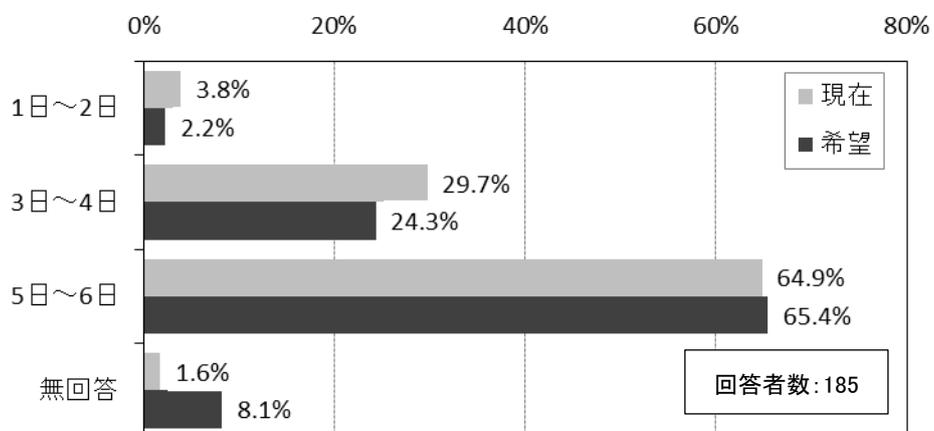
【父親】

「父親」の就労状況は、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」の割合が81.1%と最も高くなっています。



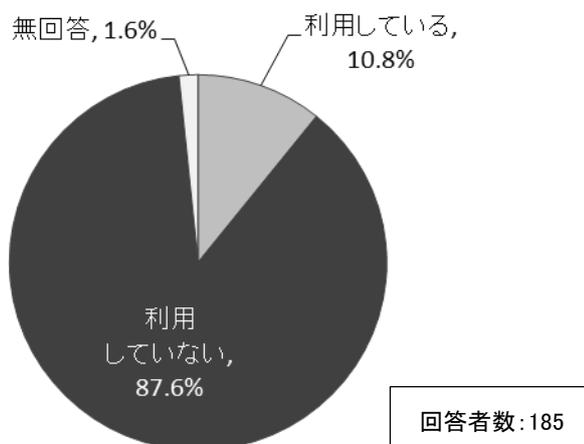
②留守家庭児童指導室の利用状況と利用意向

留守家庭児童指導室の利用状況と利用意向はほぼ同率で、「5日～6日」の利用が最も高く、次いで「3日～4日」の利用、「1日～2日」の利用となっています。



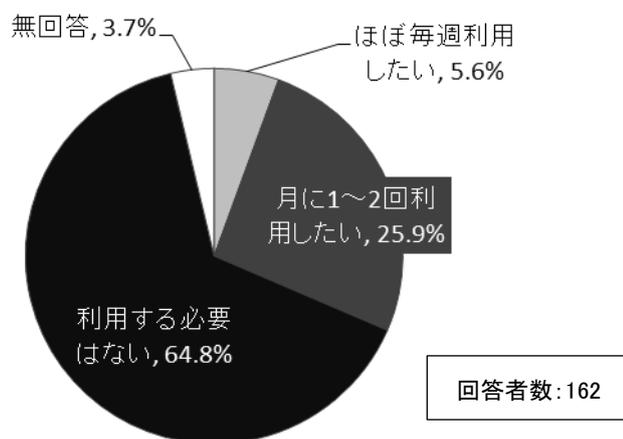
③土曜日の留守家庭児童指導室の利用状況

留守家庭児童指導室利用者のうち、土曜日利用について「利用している」が10.8%に対し、「利用していない」が87.6%となっています。



④留守家庭児童指導室の土曜日利用意向

現在、土曜日の留守家庭児童指導室を利用していない世帯の今後の土曜日の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回利用したい」を合わせて31.5%で、それに対し「利用する必要はない」が64.8%と大きく上回っています。



第3章 蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成22年度に策定した「蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、国の指針に基づき地方公共団体が具体的な数値目標を定める特定事業として、以下の事業についての平成26年度目標事業量を定めています。これらの事業の実績は以下のとおりです。

事業名	平成21年度 目標事業量	平成26年度 目標事業量	平成26年度実績
通常保育事業 (認可保育園)	633人	703人	753人
延長保育事業	5か所 67人	6か所 57人	7か所
病児・病後児保育事業	0か所	1か所	平成23年度より 緊急サポート事業を実施
放課後児童健全育成事業	7か所 290人	9か所 410人	9か所
地域子育て支援拠点事業	2か所	3か所	3か所
一時預かり事業	5か所	5か所(300 日)	5か所
ファミリーサポートセンター 事業	1か所	1か所	1か所

また、特定事業のほかに、「蕨市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、いくつかの事業で平成 26 年度における定量的な目標を掲げていますが、その主な事業の実績は以下のとおりです（特定事業で示した事業は除く）。

事業名	平成 26 年度 目標事業量	平成 25 年度 実績
すべての市民・すべての親が 安心して子どもを生き育てることができるように応援する		
児童手当給付事業	対象児童数 8,600 人	対象児童数 7,912 人
こども医療費支給事業	対象児童数 8,500 人 支給件数 107,000 件	対象児童数 8,469 人 支給件数 117,929 件
特別児童扶養手当	支給児童数 63 人	支給児童数 85 人
ひとり親家庭等医療費支給事業	対象者数 1,050 人 支給件数 5,400 件	対象者数 630 人 支給件数 4,969 件
ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成	支給世帯数 30 世帯	支給世帯数 23 世帯
児童扶養手当	支給世帯数 410 世帯	支給世帯数 444 世帯
母子厚生保障年金	支給世帯数 34 世帯	支給世帯数 38 世帯
ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保障制度	利用世帯数 5 世帯	利用世帯数 0 世帯
私立幼稚園園児補助金	満 3～4 歳児 28,000 円 5 歳児 40,000 円	満 3～4 歳児 28,000 円 5 歳児 40,000 円
すべての子どもが自ら健やかで心豊かに育つことができるように支援する		
教員の資質向上(研究発表校)	3 校	3 校
市民水泳大会	参加者 150 人	参加者 122 人
市民ロードレース大会	参加者 800 人	参加者 576 人
すべての市民が子どもたちの幸せを守り子育てにふさわしい環境づくりに協力する		
交通安全教育の推進（指導回数）	指導回数 20 回	指導回数 21 回

※実績については、平成 26 年度は未確定の項目もあるため、平成 25 年度の数値を記載。

第4章 計画の基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

計画の基本理念は、次のとおりとします。

～ 基本理念 ～



子どもたちの未来輝く、日本一のコンパクトシティ蕨



蕨市は、日本一の小さな市域のなかで、お互いが助け合うあたたかいコミュニティを長年育んできました。また、市域がコンパクトであるがゆえの公共施設等の充実、生活利便性の高さも本市の大きな強みです。こうした市の特色を生かし、子どもたちの将来を見据えた、子ども・子育て施策を展開します。

2. 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の3つの「基本方針」を掲げます。

【基本方針Ⅰ】

安心して子どもを生き育てることができるまち

核家族化の進展や地域住民の交流の希薄化などを背景に、子育てが家庭内に閉ざされ、負担感や不安感が増大していることから、子育て世帯に対する「安心感」を提供することが大切です。

子育てに関する様々な情報の提供や、心理的支援、経済的支援、保育サービスの提供など包括的な子育て支援に取り組みます。

【基本方針Ⅱ】

ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

子どもたち自らが「生きる力」を育み、社会性や自立性を身に付け、それぞれの個性を大切にすることが健やかで心豊かな成長へとつながります。

健康の維持増進や学習機会の提供などにより、心と体両面から次代を担う「わらびっ子」の健全な成長を支援します。

【基本方針Ⅲ】

地域ぐるみで子育てを応援するまち

子どもは地域社会の中で守られると同時にその一員として地域社会において尊重されるべき存在です。

このような地域社会を築くため、蔽がこれまで培ってきた優れた地域力を活かして、地域ぐるみで子育てを応援し、子育てしたいと思えるまちづくりを目指します。

3. 基本目標

本計画では、蕨市次世代育成支援行動計画を踏襲し、次の6つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 安心して働ける子育て支援

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう官民一体となって体制の整備などに取り組みます。

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

子どもの健やかな成長は、親にとって極めて重要な問題です。病気の早期発見・早期治療を図るための乳幼児健診を実施するとともに、乳幼児期の健康の保持、障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達の支援に取り組みます。

基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

子どもの正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図ることができる教育環境づくりを推進します。

基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

公共施設や公共交通機関などにおける子育てバリアフリー化を進めるとともに、交通安全対策、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

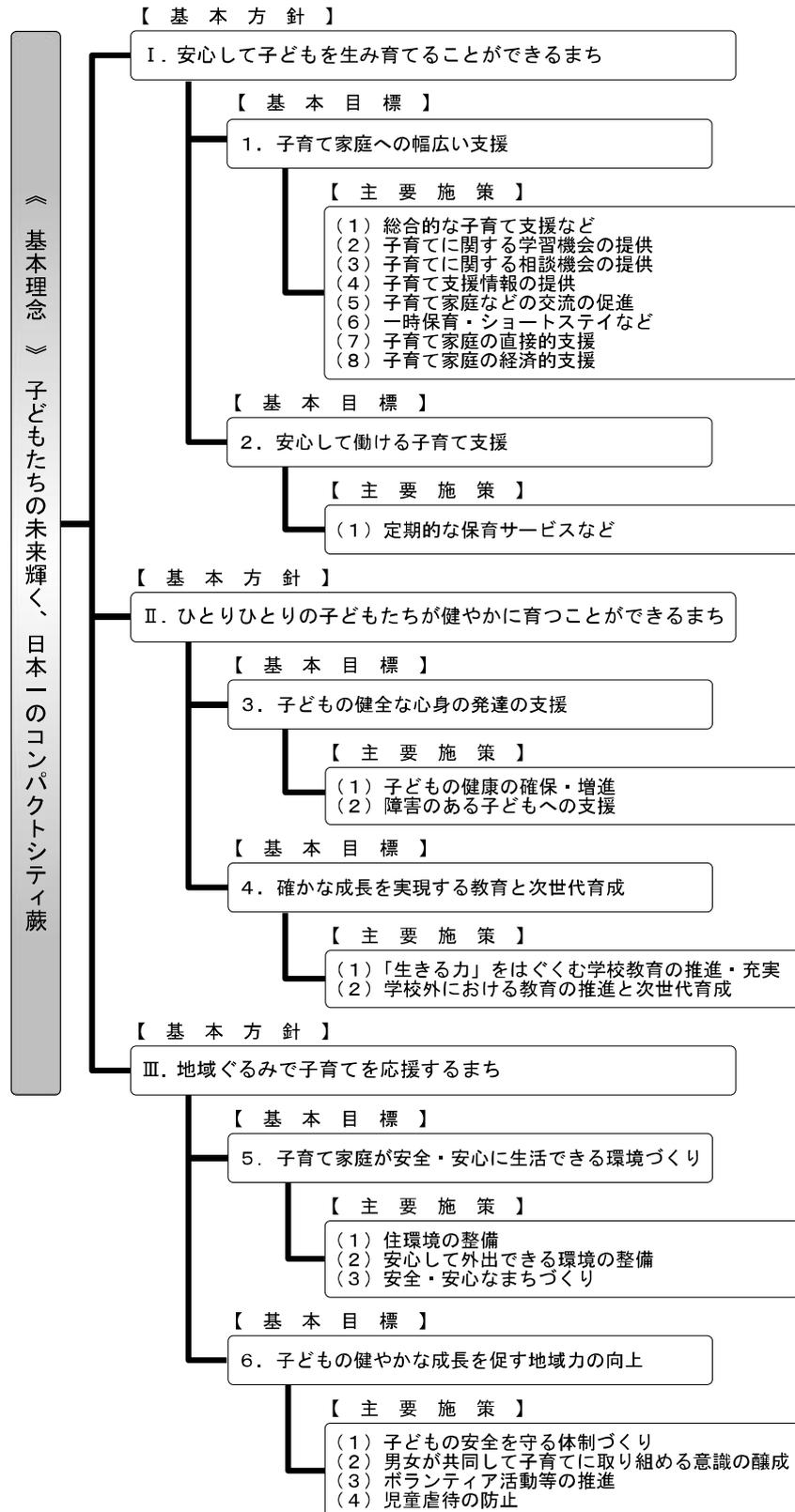
基本目標6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

子育て支援は社会全体で取り組むという観点から、蕨市のすべての家庭や事業者、子育て支援をしている団体をはじめとした、市民一人ひとりに対し、地域で支える子育てへの意識の高揚に取り組みます。

また、個々の家庭が子育て支援サービスの情報を的確に把握できるよう、広報や市のホームページを活用した情報提供を推進します。

4. 計画の体系

基本理念を踏まえるとともに、蕨市次世代育成支援行動計画を踏襲し設定した基本方針及び基本目標ごとの主要施策を体系図で示しました。また、第6章に基本目標を基にした具体的な個別施策を展開します。



《参考》わらび子ども宣言（平成 21 年 7 月 25 日制定）

蕨市の子どもたちが、豊かな心を育み、社会に誇れる人格を形成することはすべての市民の願いです。そこで、蕨市市制施行 50 周年記念にあたり、蕨における近代教育の礎を築いた先人の教え等を基盤とし、未来ある蕨市の子ども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として「わらび子ども宣言」を制定しました。わらび子ども宣言は、子どもの立場からは、「このような蕨の子どもになります」という宣言ですが、同時にまた、大人の立場からは「このような蕨の子どもに育ててほしい」という宣言でもあります。

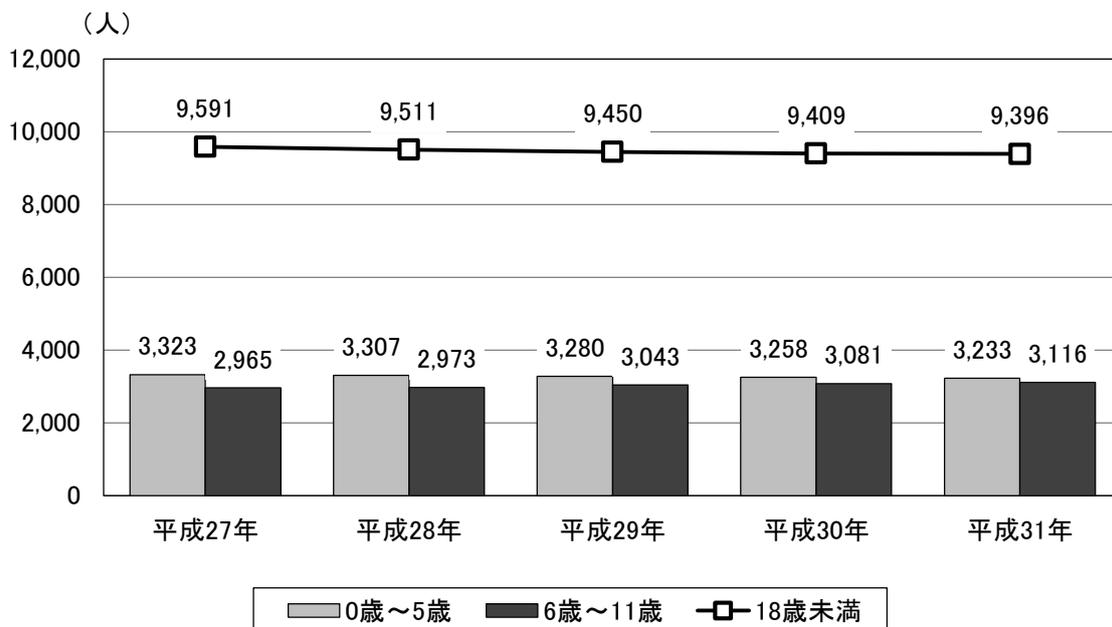
～ わらび子ども宣言 ～

1. 人に優しく 相手の気持ちを大切にします
2. ありがとう 感謝の気持ちを大切にします
3. 自分からすすんであいさつします
4. 将来のためにすすんで学びます
5. みんなと仲良くし 友だちの輪を広げます
6. 命を大切にし 心も体もたくましくなります
7. わらびの未来を私たちがつくります

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1. 将来の子ども人口

計画期間における子ども人口は、以下のとおり推計しました。



(単位：人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳～5歳	3,323	3,307	3,280	3,258	3,233
6歳～11歳	2,965	2,973	3,043	3,081	3,116
18歳未満	9,591	9,511	9,450	9,409	9,396

2. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、市域が5.1 km²と小さな本市では、「市全体」を一区域とする設定としました。

- 区域を複数設定した場合、区域内において需給バランスが取れるように施設整備しても、一過性の増減であったり、利用者は区域を超えた利用も多くあるため、効率的な施設整備や安定した施設運営を阻害することが懸念されます。
- 教育・保育提供区域は、「量の見込み」の算出や「確保体制」の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。
- 居住地の子ども的人口と、所在する教育・保育施設の利用状況は必ずしも一致しません（幼稚園は、園バスを使用するなど、もともと居住地にとらわれず、遠方の利用（広域的利用）があり、保育園利用者は、通勤経路上の園を選択する傾向があります）。

	幼稚園	保育園
1 区域（市全域）	4園	7園 （平成27年度中に10園）

3. 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育園等を整備します。また、幼稚園、認可保育園、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み	幼稚園・認定こども園	1,007	1,006	993	989	979
	特定教育・保育施設	—	—	—	—	—
② 確保方策	確認を受けない幼稚園	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
②－①		8	9	22	26	36

②保育園など（2号認定、3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園などの設備の充実等を進め、保育園の環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 見込み量の	2号認定	499	499	493	491	486
	② 確保方策					
	保育園	619	670	670	670	670
	地域型保育	—	—	—	—	—
	②-①	120	171	177	179	184

③保育園など（3号認定、0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育園などの設備の充実等を進め、保育園の環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
見込み ①量の	3号認定（0歳）	129	136	143	150	157
	3号認定（1、2歳）	391	404	419	433	446
	3号認定（合計）	520	540	562	583	603
方策 ②確保	保育園	369	423	423	423	423
	特定地域型保育	0	69	139	166	193
②-①		△151	△48	0	6	13

※平成27～28年度の確保方策の数値が、量の見込みに対してマイナスとなっているのは特定地域型保育へ移行する前の家庭保育室が含まれていないため。

【確保の内容】

（単位：人）

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1～2歳								
保育園	63	306	72	351	72	351	72	351	72	351
特定地域型保育	0	0	35	34	71	68	78	88	85	108
合計	369		492		562		589		616	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回、か所)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	22,824	22,620	22,512	22,344	22,176
確保方策	22,824	22,620	22,512	22,344	22,176
	3	3	3	3	3

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	551	547	543	539	537
確保方策	551	547	543	539	537

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	556	551	547	543	539
確保方策	556	551	547	543	539

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	67	66	66	65	65
確保方策	67	66	66	65	65

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

(単位：人日、か所)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位：人日)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		550	550	550	550	550
確保方策	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	550	550	550	550	550
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	—	—	—	—	—
	計	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

（単位：人日）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
確保方策	在園児対象型	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000

【一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業】

（単位：人日）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	—	—	—	—	—
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育園等の保育を実施する事業です。

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	843	839	832	827	820
確保方策	843	839	832	827	820

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

病児について、病院・保育園等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

（単位：人日）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		350	368	386	405	425
確保方策	病児保育事業	—	—	—	—	—
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	350	368	386	405	425

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	512	517	532	542	546
確保方策	518	518	532	542	546

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国の動向等を踏まえ、必要に応じた助成を検討していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。事業者が円滑に参入できるよう必要に応じた支援を行っていきます。

4. 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育園の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者を選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本市においても、認定こども園の設置については、既存の保育園、幼稚園を引き続き活用しながら、保護者のニーズを踏まえ、設置希望者に対し適切な助言・支援を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

①教育・保育施設の役割

保護者のニーズに適切に対応する質の高い教育保育・施設を提供するため、市立の教育・保育施設とともに、私立の教育・保育施設も活用しながら、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を展開します。

②すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、情報の提供や、相談・助言・交流事業などを推進します。

(3) 各事業間および、関係機関との連携

特定教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業についても、特定教育・保育施設を補完する施設として重要な要素となってきます。

このため、特定教育・保育施設は、地域型保育事業と連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

また、認定こども園、幼稚園、保育園から小学校への円滑な接続、小学校と留守家庭児童指導室の連携などのほか、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を整えていきます。

第6章 子育てに関する総合的な施策の展開

基本方針I. 安心して子どもを産み育てることができるまち

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

(1) 総合的な子育て支援など

1. 地域子育て支援センター事業 【児童福祉課】

乳幼児を持つ家庭に対して、子育ての不安や悩みについての相談に応じられるよう、市内3か所に地域子育て支援センターを設置しています。

今後も引き続き事業の周知に努め、子育て家庭の不安解消に努めていきます。

2. 児童センター（家庭児童相談室）・児童館事業 【福祉・児童センター】

児童の健全育成を図るために、健全な遊びを通して子どもの生活の安定と能力発達の援助ができるよう、小学生から高校生を対象に各種事業を展開しています。また、この他にも乳幼児を持つ家庭が抱える様々な不安に対する相談業務や、子育てについての情報交換や仲間づくりの場となるための各種交流事業や、乳幼児の年齢別事業を実施しています。

将来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるよう、これからも地域に密着し子どもや親が安心して過ごせることができるよう、そして、中・高校生にとっても魅力的な居場所になるよう更なる充実を図ります。

3. 母子生活支援施設 【児童福祉課】

配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立を促進するために、その生活を支援します。

今後も、事業を継続していきます。

4. 障害児等施策の充実 【学校教育課】

埼玉県教育局南部教育事務所と連携し、教育支援学校訪問を行い、特別支援教育の指導方法の工夫・改善を行っています。また、特別支援学級担任者会議等を通して、各特別支援学級設置小中学校の連携を図り、合同宿泊訓練学習などを開催し、特別支援教育の充実を図っています。さらに、蕨市障害児就学支援委員会を開催し、小中学校教員の他、専門機関職員や医師、カウンセラー等の各委員が、就学前児童や在籍児童生徒や保護者への適切な支援についての相談体制を構築しています。

学校教育においては国や県の今後の特別支援教育のあり方に関する指針を踏まえ、諸施策をさらに充実していきます。

(2) 子育てに関する学習機会の提供

1. 保健センターの講座・教室等 【保健センター】

両親学級、離乳食講習会、プレママ講座、食育に関する講座等を保健センターで実施し、子育てに関する学習機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

2. 児童センター・児童館の講座・教室等 【福祉・児童センター、各児童館】

乳幼児対象の年齢別の交流や、体操等の教室、読み聞かせや遊びの講座等を福祉・児童センターや各児童館で実施し、子育てに関する学習機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

3. 各公民館の講座・教室等 【各公民館】

家庭教育学級を各公民館で実施し、子育てに関する学習機会を提供しています。今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

(3) 子育てに関する相談機会の提供

1. 新生児・産婦訪問指導 【保健センター】

新生児・産婦を対象に、訪問指導員等が訪問し、育児相談・体重測定及び産後の相談・子育て支援に関する情報提供を行っています。

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげていき、幅広く子育て支援、虐待予防の観点から内容を充実させていきます。

2. 母子訪問指導 【保健センター】

妊産婦及び発育発達面で相談が必要な児や、子育て支援が必要な親子を対象に保健師等が訪問指導し、必要な保健指導を行っています。

今後は、現状を維持し、子育て支援や虐待予防の観点から内容を充実させていきます。

3. ふれあい相談 【児童福祉課】

家庭児童相談室のPRも兼ね、気軽に子育てに関して相談をしてもらえよう、各児童館に出向いて実施しています。

今後は、制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

4. 電話健康相談 【保健センター】

電話による保健師と栄養士の健康に関する相談（週2回火・木の午前中）を行っています。

今後も現状を維持します。

5. 女性の心と生き方相談 【市民活動推進室】

家族・子育て・介護・仕事・自分の生き方等女性の心の悩みについて、女性心理カウンセラーによる相談を行っています（毎月第1・2・3・4金曜日、相談時間一人50分、事前予約制）。今後も現状を維持し、女性が抱える様々な相談に対応していきます。

6. 教育相談室 【学校教育課】

各中学校のさわやか相談室等と連携し、学業・生活や不登校についての相談を受け、その解消に努めています。電話や面接相談等、相談の充実を図っています。さらに児童福祉課や児童相談所と連携し、早期相談、早期解決ができる教育相談体制を構築しています。

教育相談室中心に、各中学校のさわやか相談室等との連携を一層推進し、児童・生徒の自立・集団生活への適応を高め、学校復帰、学習不安の解消を図ります。また、学校・家庭・関係機関との連携をさらに深め、教員・保護者の児童生徒理解等を高める支援を進めます。

(4) 子育て支援情報の提供

1. 子育てハンドブックの作成 【児童福祉課】

妊娠、出産、育児、相談、教育など子育てに関するあらゆる情報を子育てハンドブックとして作成しています。また、母子健康手帳の交付時に市が実施している各種サービスについて説明するなど、安心して出産・育児ができるよう出生前後の支援策を充実しています。

今後は、定期的に内容を更新していきます。

2. 児童センターでの子育て情報の提供 【福祉・児童センター】

公的機関で行っている相談事業や親子あそび、子ども虐待などの記事を載せたパンフレットを関係機関に配布しています。

今後は、子育て情報のPRを図っていきます。

3. 公民館での子育て情報の提供 【各公民館】

公民館の情報紙やホームページなどにより、子育て関係の講座をはじめ子育て世代への情報提供を行っています。

今後も引き続き必要な情報提供を進めていきます。

4. わらびネットワークステーションでの子育て情報の提供 【市民活動推進室】

市民活動の拠点であるわらびネットワークステーションでは、ホームページなどにより、子育て関係の市民活動団体情報をはじめ、蕨市内の子育て関連情報を提供しています。

今後も子育て関連の市民活動情報の収集・発信を進めていきます。

(5) 子育て家庭などの交流の促進

1. 児童センター・児童館のサロン・広場事業等 【福祉・児童センター、各児童館】

ママのティータイム、年齢別の交流事業等を福祉・児童センター、各児童館で実施し、悩みや不安を共有できるような親同士の交流の場を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

2. エンジョイママクラブ 【保健センター】

育児不安をもつ親子を対象にして、不安を軽減させ自信をもって子育てができるように、孤立しがちな母親どうしのグループを支援しています。

早期（生後3か月）からの、子育てへの支援を実施します。

3. 公民館のサロン・広場事業等 【各公民館】

子育てサロンや、年齢別のふれあい広場等を各公民館で実施し、悩みや不安を共有できるような親同士の交流の場を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

(6) 一時的保育・ショートステイなど

1. 一時的保育事業 【児童福祉課】

保護者の就労、職業訓練、就学等を理由とし、週3日6か月以内を限度とする「非定型保育」、保護者の傷病、出産、災害・事故、冠婚葬祭等を理由とし、1か月以内を限度とする、「緊急保育」、保護者を育児疲れ等からリフレッシュさせるためなど、理由を問わずに年間12回を限度とし保育する「リフレッシュ保育」といった一時的保育事業を市内4か所の公立保育園で実施しています。

今後も利用者の利便性等を考慮し、より利用しやすい事業となるよう運営に努めていきます。

(7) 子育て家庭の直接的支援

1. ファミリー・サポート・センター事業 【児童福祉課】

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、育児の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を、蕨市社会福祉協議会に委託して実施しています。

仕事と育児との両立支援や子育て支援のため、引き続き事業の周知を行い、制度の浸透を図ります。

2. 緊急サポート事業 【児童福祉課】

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、風邪や発熱などの病気のお子さんの預かり、宿泊を伴う預かり、その他緊急を伴う預かりなどの援助を行う緊急サポート事業を、緊急サポートセンター埼玉(特定非営利活動法人病児保育を作る会)に委託して実施しています。

仕事と育児との両立支援や子育て支援のため、引き続き事業の周知を行い、制度の浸透を図ります。

(8) 子育て家庭の経済的支援

1. 児童手当給付事業 【児童福祉課】

児童手当制度は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会をにやう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、実施しています。

今後も制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

2. こども医療費支給事業 【児童福祉課】

こどもの健康増進と出産や子育ての環境を整えるために、こどもが保険医療を受けた場合、その保護者に対して医療費の一部を助成することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図っています。

引続き中学修了時まで助成を行っていきます。

3. 特別児童扶養手当 【児童福祉課】

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に手当を支給し、児童の福祉の増進を図っています。制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

4. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業 【児童福祉課】

ひとり親家庭等医療費支給事業、ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃助成、ひとり親世帯民間賃貸住宅入居保証料制度、ひとり親家庭自立支援事業、交通事故及び不慮の災害による遺児扶養年金、児童扶養手当、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付等により、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援しています。

今後も、制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

5. 母子厚生保障年金 【児童福祉課】

配偶者と死別した女性で、義務教育修了前の児童を扶養している方に給付を行い、その経済的自立の助長と母子の健康の増進を図り、明るい家庭設計の向上に寄与しています。

今後も、制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

6. 障害者に対する経済的支援事業 【福祉総務課】

福祉タクシー利用料金助成事業、福祉自動車燃料助成事業、補装具・日常生活用具給付事業等により、障害者を持つ親や家族の経済的負担の軽減を図っています。

今後も、制度の普及・啓発を引き続き行っていきます。

7. 助産施設入所事業 【児童福祉課】

出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由等で病産院又は助産所に入院できない妊産婦の方を入所させて助産を受けさせることを目的とし実施しています。

今後も事業を継続していきます。

8. 私立幼稚園就園に対する支援事業 【学校教育課】

私立幼稚園就園奨励費補助金、私立幼稚園児補助金等により、私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図っています。

今後も事業を継続していきます。

9. 未熟児養育医療費給付制度 【保健センター】

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対して、入院治療費の保険診療分を負担する制度で、経済的な負担の軽減を図り、こどもの健康増進につなげます。

(1) 定期的な保育サービスなど

1. 通常保育事業 【児童福祉課】

保護者がいずれも労働に従事したり、あるいは病気にかかっているなどのため、家庭において保育することができない未就学児童について、保育園での保育を実施します。今後も引き続き、園児を災害や犯罪、事故などから守る安全な保育を実施していきます。

2. 延長保育事業 【児童福祉課】

保護者の就労形態の多様化等による保育需要に対応するため、各保育園において延長保育事業を実施し、児童の福祉の増進を図っています。今後も必要な保護者が適切に利用できるよう、制度を運用していきます。

3. 放課後児童クラブ（留守家庭児童指導室）事業 【児童福祉課】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、授業の終了後に留守家庭児童指導室において、指導員を配置し適正な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。

対象年齢の拡大やニーズの増加に伴い、今後も必要な量の整備を進めるとともに、国が示す放課後子ども総合プランに基づき、教育委員会と連携し、放課後子ども教室との一体的、連携による運営の実施について検討を行います。

4. 地域型保育施設整備事業 【児童福祉課】

平成27年度より創設された、地域型保育事業について、認可保育園を補完する事業として、家庭保育室から小規模保育事業への移行をはじめとし、必要な量の整備を推進していきます。

5. 認可保育園新設事業 【児童福祉課】

保育需要が増大するなか、平成23年以降、市では民間事業者による認可保育園を2か所開設してきました。平成27年4月には、新たに2つの民間認可保育園が開設されますが、今後も待機児童解消のため、民間活力の活用による認可保育園の整備を進めていきます。

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

(1) 子どもの健康の確保・増進

1. 母子健康手帳の交付 【保健センター】

妊産婦の健康を保持し、正常な分娩と適切な育児が行われるように、母子健康手帳と助成券（妊婦一般健康診査等）を交付します（配布場所は保健センター・市民課・塚越連絡室）。マタニティキーホルダーを全妊婦に配布しています。

今後も事業を継続していきます。

2. 妊婦健康診査 【保健センター】

妊婦の健康を保持し、正常な分娩が行われるように、妊婦一般健康診査、HIV抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査等を実施しています。

今後も事業を継続していきます。

3. 1歳児相談 【保健センター】

1歳児を対象に行う相談を実施しています。

- ・ 幼児期の発育発達の（問診・身体計測・栄養及び保健指導）。
- ・ 育児上の問題の有無を把握し、適切な指導を行い、育児支援の場とします。
- ・ 継続支援が必要な親子は地区担当保健師の継続支援につなげていきます。

今後も事業を継続していきます。

4. こども医療費支給事業（再掲） 【児童福祉課】

5. 母子訪問指導（再掲） 【保健センター】

6. 健康診査事業 【保健センター】

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、4歳6か月児健康診査ほか、乳幼児二次健診、精密健診等を実施し、必要な保健指導や疾病の早期発見を行っています。

今後も事業を継続し、受診率の向上に取り組めます。

7. 予防接種事業 【保健センター】

予防接種法に基づき、BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・日本脳炎・麻疹風疹混合・水痘・二種混合・子宮頸がん予防ワクチン等の予防接種を実施しています。

予防接種法の改正が行われる予定もあるので、今後は法の改正に基づき内容を変えていきます。

8. 1歳6か月児フッ化物塗布 【保健センター】

1歳6か月児健診時に実施します。むし歯予防を目的とします。乳幼児のむし歯予防を進めるため、希望者に対し歯科衛生士がフッ化物塗布を行っています。また、歯科保健に関する普及啓発を行い、口腔衛生のさらなる向上を目指します。

8020運動の推進ともつながるよう、歯科保健に関する普及啓発を行い、親子の口腔清掃への意識を高めていきます。

9. すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室 【保健センター】

すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室等を保健センター等で実施し、子どもの成長発達及び育児に対して継続的な相談や支援を行っています。

今後も事業を継続していきます。

10. 小児救急医療支援 【保健センター】

蕨市・戸田市の2医療機関で実施しています。

現在、埼玉県内では第二次救急医療圏の変更を検討中です。これに伴い医療圏が拡大された場合には、救急医療体制のさらなる充実が図られるよう進めていきます。

11. 休日・平日夜間急患診療所 【保健センター】

蕨市・戸田市の休日・平日夜間急患診療所で実施しています。

今後も事業を継続し、小児科一次救急体制の充実を図ります。

12. 歯ッピーわらび 【保健センター】

妊婦や乳幼児から高齢者までを対象に、蕨戸田歯科医師会が中心となり、市民の口腔衛生の向上を目的に、歯科保健の普及・啓発を図り、歯の健康づくりを推進しています。今後も事業を継続します。

13. アウトメディアの推進 【学校教育課】

子どもたちの成長に電子メディアが多大な影響を与え、そのかわり方が問題となっているなか、電子メディアへの接触時間を減らし、未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指すため、全国に先駆けて平成23年に「蕨市アウトメディア宣言」を制定し、アウトメディア推進大会など、その取組みを広げる活動をおこなっています。

今後も引き続き、宣言に基づくアウトメディアの取組みを積極的に進めていきます。

(2) 障害のある子どもへの支援

1. 障害児保育 【児童福祉課】

集団保育が可能な障害児の保育園での受け入れを実施しています。今後も事業を継続します。

2. 障害児教育 【学校教育課】

埼玉県教育局南部教育事務所と連携し、教育支援学校訪問を行い、特別支援教育の指導方法の工夫・改善を行っています。また、特別支援学級担任者会議等を通して、各特別支援学級設置小中学校の連携を図り、合同宿泊訓練学習などを開催し、特別支援教育の充実を図っています。さらに、蕨市障害児就学支援委員会を開催し、小中学校教員の他、専門機関職員や医師、カウンセラー等の各委員が、就学前児童や在籍児童生徒や保護者への適切な支援についての相談体制を構築しています。

国や県の今後の特別支援教育のあり方に関する指針を踏まえ、諸施策をさらに充実していきます。

3. 障害児通所支援 【福祉総務課】

- 児童発達支援：未就学児の日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練をします。
 - 放課後等デイサービス：就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供をします。
 - 保育所等訪問支援：保育園や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応を支援します。
- 各サービスの充実を図り身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備します。

4. ホームヘルプサービス 【福祉総務課】

日常生活に支障のある障害児（者）のいる家庭をホームヘルパーが訪問し、家事・介護等のサービスを行います。

サービスの質と量の確保に努めます。

5. ショートステイ 【福祉総務課】

障害児（者）を介護できなくなった場合などに、施設に一時的に入所します。

短期入所施設については、市内に施設を確保するよう努め、サービス利用が増加した場合も対応できるよう、近隣の事業者との連携を強化します。

6. 障害者に対する経済的支援事業（再掲） 【福祉総務課】

7. 特別児童扶養手当（再掲） 【児童福祉課】

基本目標 4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

(1) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進・充実

1. 家庭・学校・地域ふれあい事業（「親の学習」事業） 【生涯学習スポーツ課】

家庭教育への支援のため、就学時検診や入学説明会時に保護者を対象に家庭教育の大切さを伝える講演を実施しています。

2. 学校用副読本作成（ごみ問題に関する学校用副読本作成） 【安全安心推進課】

小学校4年生の授業で使用します。毎日出されるごみが、どのように処理され、どうすればごみを少なくし、資源循環型の社会を構築できるかについて理解を促すために作成しています。

副読本の理解を深める機会を提供することで、相乗効果を図ります。

3. 健やかな体の育成 【学校教育課】

市内10校の体力向上推進委員会を中心に、新体力テストの結果を考察し、それを基に各学校ごとに課題を設定します。また、学校ごとに体力向上奨励種目等を設定し、全市的に児童生徒の体力向上に努めています。

今後も引き続き事業を実施し、体力向上に努めていきます。

4. 豊かな心の育成（教育における福祉活動やボランティア活動の取り入れ・中学生ワーキングウィーク） 【学校教育課】

教員の資質向上のために、埼玉県教育局南部教育事務所と連携し、教育支援学校訪問を行い、道徳授業等の指導方法の工夫・改善を行っています。また、中学生ワーキングウィーク事業を実施し、中学生の職場体験をとおして、社会性を養うとともに、自立心を育てていきます。さらに、家庭・学校・地域ふれあい事業を実施し、地域の教育力を生かした講演会を実施しています。その他、総合的な学習の時間などをはじめとする様々な教育活動のなかで、福祉活動やボランティア活動などを積極的に取り入れ、豊かな心の育成を図っています。

職場体験やボランティア活動が、単なる「体験及び活動」に陥ることへの配慮が必要です。事前・事後における児童生徒個々の体験等への振り返りを通して、より深い認識と、意欲の涵養が図られるからです。これらの事業に対する協力事業所の発掘及び実施時期など、これまで以上に「意義のある体験・活動」への充実・発展を図ります。

5. 教員の資質向上 【学校教育課】

児童生徒に確かな学力の向上と基礎・基本の徹底を図るためには、指導法の工夫改善を目指す研究や、教職員の指導技術、資質の向上が不可欠です。そのため、蕨市教育委員会では、市内全小中学校を研究委嘱校として指定し、指導法の工夫改善を推進しています。また、きめ細かな個に応じた指導ができるよう全校に指導方法の工夫改善のための加配教員を配置し取り組んでいます。また、小学校では、全7校で英語指導助手を2名配置し、小学生高学年での外国語活動等が充実するように力を入れています。

各学校が、学校・地域等の実態を踏まえた特色ある学校づくりの推進をめざし、少人数指導や習熟の程度に応じた指導等、指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒一人ひとりの基礎基本の力、生きる力の育成を推進します。

6. 信頼される学校づくり 【学校教育課】

地域に開かれた魅力ある学校づくり、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の推進、生徒指導・教育相談の充実、児童生徒の体力向上の推進、健康・安全（防災）教育の推進、障害児教育の充実、食に関する指導の推進・充実、学校図書館教育の充実、人権を尊重する教育の推進、福祉教育の推進、環境教育の推進、幼児教育の振興、教育環境の整備・充実を図っています。

これまでの取組みを引き続き展開しながら、教育内容等を充実させ、児童生徒の個性や能力に応じた教育を進め市民の負託に応えられるよう、各学校が創意工夫をしながら特色ある学校づくりを進めます。また、学校評価を充実させ、公開に努めます。

7. こころとからだの健康増進事業 【学校教育課】

定期健康診断、各種健診（心臓・脊柱側弯・小児生活習慣病予防・結核）を通して健康教育の推進を図っています。

児童生徒の生活実態調査を実施しその結果より、健康的に生きていく力を育みます。蕨市学校保健会との協働で保健活動を実施していきます。また、関係部署との連絡や協力を進めていきます。

8. 市民水泳大会、少年スポーツ(野球)大会、市民ロードレース大会 【生涯学習スポーツ課】

各種大会を通して体力の増進、競技力の向上、健全な児童の育成を図っています。今後も参加者増を図るための工夫をしながら、事業を継続します。

9. 保育園・幼稚園での職場体験 【学校教育課】

中学校における保育実習や、中学生ワーキングウィークにおける保育園・幼稚園などでの職場体験は、協力園数の微増及び参加生徒の増加など、充実をみています。これらの実習・体験は、進路指導・キャリア教育の指導の充実に大いに資する活動であるだけでなく、生徒の一人ひとりの確かな成長を促す上でも教育的効果は高いです。

中学生ワーキングウィークの職場体験や保育実習などにおける連携強化は図られているものの、系統的・計画的な連携という観点からみると、改善すべき余地が残されています。職場体験及び保育実習から得たことを自己の糧となるような事前・事後指導の工夫、及び適切な時期における実施など、質的な内容の充実・発展を図ります。

10. 図書館の団体貸出事業 【市立図書館】

学校教育の場で読書に親しみ、すこやかな児童の心を育てる目的で、小学校7校全クラスに、各40冊の本を学期ごとに貸し出しています。

学校図書館との連携を取り合い、さらに、充実する必要があります。

子どもたちの要望の把握とそれに対応する貸し出しのルールを確立します。

読んでもらいたい「読書リスト」の拡充を図ります。

11. わらび学校土曜塾 【生涯学習スポーツ課】

地域の方や元教員・大学生等が塾長・学習アドバイザー・安全管理員を務め、土曜日の午前中に、市内全小学校で開催しています。

児童の自主的な学習（宿題・課題・ものづくり）をサポートし、子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ります。

(2) 学校外における教育の推進と次世代育成

1. 児童センター・児童館の講座・教室等 【福祉・児童センター、児童館】

工作や料理、レクリエーションなどの各種講座や教室を福祉・児童センターや各児童館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

2. 子育て支援フェスタ 【福祉・児童センター】

将来を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、このイベントを通して地域住民が交流を深め、地域ぐるみで「みんなで育てる」という意識の向上を図ることを目的とした事業です。まつり実行委員会に運営を委託しています。

更なる充実した子育て支援を実現するために、広範囲での地域住民間の交流を目指したフェスタの実施を図ります。また、市民のニーズを聞き館別で実施するか検討します。

3. 児童センター・児童館のイベント等 【福祉・児童センター、児童館】

なつまつりやクリスマスなどの季節の行事やイベントを福祉・児童センターや各児童館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

4. 中高生ふれあい事業 【福祉・児童センター、児童館】

中高生を対象に乳幼児との触れ合いを体験してもらう事業を福祉・児童センターや各児童館で実施し、若い世代に子どもを産み育てることの意義や喜びを実感してもらう機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

5. 中高生受け入れ事業 【福祉・児童センター】

中高生の居場所づくりの一環として、児童センターの貸出している部屋の一部を中高生専用開放し、自由に集えるよう、夏休み期間に実施しています。

今後、少しでも多くの中高生に気軽に利用していただけるよう検討していきます。

6. ブックスタート 【保健センター】

4か月児を対象に行っている事業です。4か月児健診と同時実施でボランティアが親子に絵本の読み聞かせを実際に行い、親と子の豊かなこころのふれあいの大切さを伝え、ブックスタートパックを手渡します。4か月児健診の未受診児には、訪問等でブックスタートパックを手渡します。

今後も事業を継続し、対象親子全員に指導、配布をしながら、育児支援を行っていきます。

7. 歴史民俗資料館の講座・教室等 【歴史民俗資料館】

織作家や、扇面絵師、人形作家等を講師に招き、各種の製作・工作教室を歴史民俗資料館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供しています。

今後も、様々な企画を立案して取り組んでいきます。

8. 各公民館の講座・教室等 【各公民館】

科学や芸術、食育など生きる力を育む事業の充実を図ります。また、市内の畑などを活用した自然体験や環境学習などを地域団体やボランティアと協働して事業を行います。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

9. 平和への啓発 【各公民館、歴史民俗資料館、市立図書館】

戦争の悲惨さを語り継ぎ平和を愛する心を育てるため、戦時下の暮らしや食などをテーマにパネル展などの平和事業を行います。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

10. 合宿通学 【生涯学習スポーツ課、各公民館】

小学校4～6年生を対象に、子どもたちが親元を離れて、異年齢での共同生活や地域での体験活動しながら通学することにより、家庭の大切さや親のありがたさ等を理解するとともに、子ども同士のふれあいや大人とのコミュニケーションの中から人間関係を深めることにより「生きる力」を育みます。また、この事業を通じて、子どもたちが自分の住む地域に誇りと愛着をもてるように、地域の大人たちが連携協力することにより、地域づくりにもつなげていきます。

多くの地域団体に関わることにより、特定の方だけの負担になることのないよう、協力の輪を広げ、学校、家庭、地域が一体となった事業としていきます。

11. ジュニアリーダー会事業 【西公民館】

ジュニアリーダーを指導者としたキャンプや体験活動を実施し、ジュニアリーダーと小学生との交流を図っています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

12. プレーパーク 【西公民館】

子どもたちが思い切り遊びまわれる冒険遊び場「プレーパーク」を蕨市に作りたいという団体と共催し、錦町ちびっこ広場にてプレーパークを開催しています。

引き続きプレーパークの認知度を高めるとともに、活動メンバー増加のために支援していきます。

13. 各公民館のイベント等 【各公民館】

音楽祭や絵画展などを各公民館で実施し、学校外における学習や体験の機会を提供しています。

今後も、必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

14. フリースペースの活用 【各公民館】

北町公民館の「みんなのお家」、下蕨公民館の「すまいるぱーく」、旭町公民館の「ふりーすぺーす」など、各館で公民館のフリースペースや空いている部屋を活用し、自由に気軽に利用できるように開放します。

より多くの方に利用していただけるよう、利用者層の拡大を図ります。

15. 図書館子ども事業 【市立図書館】

子どもの健やかな成長と豊かな感性を培うために、幼児から小学生を対象に、毎月第1～4水曜日に「おはなし会」、毎月第1土曜日に「小学生のためのお話会」、毎月第1～4土曜日に「絵本と紙芝居」、毎月第3日曜日に「日曜紙芝居」を実施、ボランティアグループ「蕨てんとうむしの会」「ケセランパサラン」に依頼し実施していきます。

また、毎月定例の事業の他にも4月に「子ども読書の日イベント・本だいすき!!」、7月に「夏休みおたのしみ会」、8月に「紙芝居だいすき!!」、「図書館たんけん隊」、12月に「クリスマス会」等を継続して実施していきます。

16. 図書館こども映画会 【市立図書館】

子どもたちが楽しみながら情操豊かに成長することをねらいとします。図書館所有のDVDをプロジェクターで上映します。

公民館等の市内公共施設に映画会開催のポスターを掲示し、小学生までの児童が平均的に参加できるよう積極的なPR及び優良な作品の選定に努めます。

基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

(1) 住環境の整備

1. 住環境の整備 【建築課】

民間の住宅建設に対する適切な指導や、市営住宅の住環境の向上を図ることにより、子育て世帯にとって住みやすい環境の提供に努めています。

今後も必要な見直し等を図りながら、引き続き事業を実施していきます。

(2) 安心して外出できる環境の整備

1. バリアフリー事業 【道路公園課】

車椅子、妊産婦、幼児等全ての人が安心して公園を利用出来るよう、出入り口の段差解消等公園整備でバリアフリー化を図っています。

新規公園の整備又は既設公園の改修時に併せて、できる限り、水飲み、トイレ等の公園施設のバリアフリー化を図ります。

2. 公園トイレ整備事業 【道路公園課】

障害者や高齢者などを含めた全ての市民が安心して利用できる、安全で清潔なトイレを、公園整備に伴い設置しています。なお、設置にあたっては地元町会等の要望などを踏まえて検討します。

新規の公園整備に併せて、地元町会等と協議し、公園利用者のニーズに即したトイレを整備します。

3. 公民館の環境整備 【各公民館】

公民館など市有建築物の耐震化を計画的に進めます。ベビーベッドや授乳スペースなど赤ちゃんの駅の充実を図ります。

4. 防災公園等の整備 【道路公園課】

防災機能やスポーツ・レクリエーション機能を備えた公園の整備を推進しています。新規に公園を整備する際に、防災やスポーツ・レクリエーション機能を一部持たせるかを検討した上で、対応を図ります。

5. 学校体育施設開放事業 【生涯学習スポーツ課】

市民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場として、小・中学校の体育館や校庭等の開放事業の充実を図ります。

(3) 安全・安心なまちづくり

1. 安全・安心な公園整備事業 【道路公園課】

蕨市内の公園は平均25年経過しており、遊具などの老朽化が進み、樹木も育ち繁茂していることから、園内が暗く、見通しの悪い公園が多くなってきています。そのため、樹木の伐採や照明灯の整備等を行い犯罪防止を図り、市民が安心して利用できる公園整備を図っています。

防犯対策の一環として、見通しの良い、明るい公園とするための環境整備を今後も継続します。

2. 防犯灯整備工事 【安全安心推進課】

防犯灯を市内道路に設置し、まちを明るくすることで、犯罪が起こりにくい環境の整備を図っています。

また、維持管理費用及びCO₂排出量を削減し、省エネや環境配慮の観点から、消費電力が少なく、長寿命であるLED防犯灯を導入していきます。

3. 子どもや子育てする親に配慮した防災対策 【安全安心推進課】

災害時の避難所設営の際の授乳スペースの確保や、避難生活が長期化した際の妊産婦や乳幼児への配慮、応急保育実施のための育児用品の確保など、子どもや子育てする親に配慮した防災対策を進めていきます。

基本目標 6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

(1) 子どもの安全を守る体制づくり

1. 交通安全教育の推進 【安全安心推進課】

主として私立幼稚園・市立保育園及び小学校等の申請に基づき、信号機のある横断歩道の正しい渡り方や、自転車の安全な乗り方などを、所管警察署員（蕨警察署員）又は交通安全まなび隊とともに指導しています。

今後も蕨警察署や交通安全関係団体と連携し、事業を実施していきます。

2. チャイルドシートの正しい使い方 【安全安心推進課】

チャイルドシートの着用率向上と正しい使い方をパンフレットの配布等を通じ、周知徹底を図ります。

3. 防犯情報の提供 【安全安心推進課】

犯罪の発生状況などを踏まえ、蕨警察署と連携をとり、犯罪情報の提供や犯罪の起こりにくい環境の整備推進を図っていきます。

4. 住民の自主防犯活動 【安全安心推進課】

防犯パトロール活動を行っている自主防犯活動団体について広く周知をし、まちぐるみで防犯活動に取り組む姿勢を示すことで、市民の防犯に対する意識を向上させ、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進していきます。

5. 児童委員・主任児童委員による児童の健全育成及び家庭教育支援活動 【福祉総務課】

児童委員及び主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして、日々児童の健全育成及び家庭教育支援のための活動を行っています。

今後も、小学校の登下校時の、声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施、各種事業への協力他、関係機関と密接に連携・協力して活動を行います。

6. 交通安全対策事業 【安全安心推進課】【学校教育課】

市内小中学校ごとに、通学路の安全点検や交通安全講習会などを実施し、児童生徒の交通安全教育の推進を図り、児童生徒の交通事故ゼロを目指します。

7. 子どもを犯罪等の被害から守るための、関係機関・団体との情報交換 【学校教育課】

子どもを犯罪等の被害から守るために、学校、家庭、地域、警察等の関係団体との緊密な連携を図るとともに、特に蕨戸田学校警察連絡協議会が中心となり情報交換を定期的実施しています。

蕨市及び隣接市の生徒指導上の問題を考えるとき、関係機関及び隣接市での連携、情報の共有化は非常に重要であり、今後とも事業継続していく必要性があります。

8. 学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進 【学校教育課】

児童生徒が安全で、安心できる教育環境を構築していくために、市内小中学校ごとに、登校時や下校時の立哨指導を実施し、また町会ごとに安全パトロール等を実施しています。

児童生徒の安全は、学校と家庭だけでは限界があるので、地域と連携を図り、町会にも協力を依頼しながら、地域ぐるみの安全組織を構築することが大切です。今後も、本事業を継続し、安全安心な教育環境づくりを努めていきます。

9. 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施 【学校教育課】

市内10校の安全教育主任を中心に、各学校で、不審者に出会った場合の対処方法や防犯ブザーの携帯の徹底など防犯教育として実施しています。また、各学校ごとに防犯講習会を開催し、不審者が学校に侵入したという想定のもと、教職員の対応、行動について研修を行っています。

蕨市の犯罪状況等を見ると、今後とも必要な事業であり、継続していく必要性があります。定期的に蕨市防犯講習会や各校における防犯講習を行い、教職員への啓発と児童生徒への指導の徹底を図っていきます。

10. 被害に遭った子どもの保護の推進 【学校教育課】

教育相談室を中心に、各中学校のさわやか相談室等と連携を図り、教育相談員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等が専門性を生かして、児童生徒の心のケアに当たっています。また、教育相談室においては、電話や面接による教育相談等、相談の充実を図っています。さらに、児童福祉課や児童相談所と連携した児童虐待ネットワークを活用し、早期相談、早期解決ができる教育相談体制を構築しています。

学校教育においては、警察や児童相談所、医療機関等をはじめとする専門機関とさらに緊密な連携を図ります。また、小学校にも中学校同様相談員をおき、心のケアを一層推進します。

11. 補導活動 【生涯学習スポーツ課】

月に6回程度普通補導を実施しています。主に午前中、午後、夕方の時間帯の中から、市内の駅周辺並びに繁華街を中心として、数班に分かれて巡回補導を行います。

また、8月上旬の機まつりと12月中旬のおかめ市にあわせて特別補導を実施します。

4月上旬頃の桜まつりと7・8月頃の夏祭りの時期には、それぞれの地区ごとに地区補導を実施します。

子ども会育成連合会やPTAからの推薦が後継者づくりの根幹となっているため、両団体から推薦され、委嘱された補導員の方々が継続して活動しやすいような環境づくりを行うことにより、組織の若返りを図ります。

12. 子ども110番の家 【生涯学習スポーツ課】

子どもたちの通学路などを中心に、小中学校、小中学校PTA、町会・自治会、蕨市少年センター、青少年育成蕨市民会議などの協力の下に、一般家庭や店舗に承諾をいただいて、『子ども110番の家』を設置しています。

『子ども110番の家』には、子どもたちが身の危険を感じて保護を求めてきたときに、子どもを屋内に避難させ、安全を確保し、必要に応じて蕨警察署への110番通報や保護者・学校に連絡をしていただきます。急病やケガ等の場合の、応急処置・保護者などへの連絡もあわせてお願いしています。

既存プレートの交換、新規設置者の獲得に努め、設置協力者の拡大を図ります。

また、緊急時に避難できる場所の一覧を把握することが目的達成のための手段であるため、設置協力者に個人情報提供の理解を得るよう努めていきます。

13. 環境浄化活動 【生涯学習スポーツ課】

年一回、市内の酒類・タバコ等の自動販売機の設置やゲームセンター・カラオケボックス等の店舗調査を行います。また、書店やビデオ販売・レンタル店などの店員に、成人向けの図書等の販売・貸出・陳列に関する青少年に対する配慮への協力を要請します。

青少年に有害な図書（悪書）の回収を目的とした「白い箱」を、JR蕨駅構内に設置し、月1回、開函作業を行っています。

各年齢区分別に独自に選出した良書を優良図書を青少年に推薦しています。また、これらの本を図書館に提供し、夏休み中に子どもたちに読んでもらえるよう独自にコーナーを設置しています。

14. 青少年を有害サイト等から守る有害情報パトロール隊 【生涯学習スポーツ課】

現代は小学生から大学生まで、インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用して友達と会話し、連絡しあうことが多くなっています。一方、SNSを利用したいじめや犯罪等の行為が大人だけでなく低年齢層まで広がり、社会問題にもなっています。

地域の大人たちが、このような行為や被害から青少年を守るため、大人たちの目線で学校裏サイトやSNSサイト等のパトロールを実施し、インターネット上で起こる違法行為の前兆をキャッチし、大きな事件や犯罪になる前に予防することが求められています。

そこで、地域の大人が地域の青少年を守るため、ネット上の悪質なサイトや書き込みを発見し、該当箇所の削除依頼や学校への情報提供等を行う「青少年を有害情報等から守るパトロール隊」を創設し、活動しています。

15. 放課後子ども教室 【生涯学習スポーツ課】

子どもたちが安心して安全な環境でいきいきと活動できる場所を提供するため、地域の方たちの参画を得て、月曜日の放課後に小学校の空き教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所を設けています。この事業は、学年を超えてみんなでさまざまな活動をするにより社会性を身に付けたり、地域の大人たちとふれあうことで心豊かに成長することを大きな目的としています。

また、放課後子ども教室を地域全体で支え、運営することで、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供するとともに、この取り組みを通じた地域コミュニティの形成によって、地域社会全体で子どもたちを見守り育てる機運の醸成が図られ、子どもを育てやすい環境の整備につながり、みんなが関係できる温かい地域づくりの第一歩となります。

(2) 男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成

1. ポジティブアクションの普及 【商工生活室】

企業セミナーの実施、労働啓発資料の配布とPR

男女が共に対等な職業生活が送れるよう、職場において一人ひとりが職場責任を自覚するとともに、募集・採用・配置・昇進などにおける事実上の格差をなくすなど、職場慣行の見直しを行い、改善することが大切です。そこで、事業者や勤労者の自助努力を支援するため、ポジティブアクション制度の普及・啓発に努めると共に、働きやすい環境の整備に必要な講座や研修を行います。また、そういった取り組みを実践している職場や事業者を紹介することで、その拡大を図ります。

2. 就業促進への取組み 【商工生活室】

パートタイム、派遣労働などに対する支援、起業家や自営業者に対する支援を行っています。

国や県では、地域における創業者数の増加等を目的とした創業支援策を推進しており、市でもこうした国及び県の実施する補助金や融資制度また支援事業の案内及びPRを積極的に行います。また、パートタイム、派遣労働などについては、相談施設への紹介やチラシなどを置いてPRに努めていきます。

3. ワーク・ライフ・バランス啓発事業 【市民活動推進室】

男女が共同して子育てや家事に取り組むためには、ワーク・ライフ・バランスを図ることが大切です。特に男性の子育てや家事への参画を推進することが課題であることから、「イクメン・料理男子フォトコンテスト」や「父と子の料理教室」などの事業を実施しています。

今後も、家庭生活と職業生活を両立しながら男女がともに子育て等に取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランス啓発事業を行っていきます。

4. 男女共同参画啓発紙パートナーの発行 【市民活動推進室】

男女共同参画についての認識を深めるために、毎回男女共同参画に関する身近なテーマの特集を組み、啓発に努めています。

今後も、時代に即した男女共同参画の課題を取り上げていきます。

(3) ボランティア活動等の推進

1. 児童センター・児童館のイベント等（再掲）
【福祉・児童センター、児童館】
2. 各公民館の講座・教室等（再掲） 【各公民館】
3. 児童センター・児童館のサロン、広場事業等（再掲）
【福祉・児童センター、児童館】
4. 中高生ふれあい事業（再掲） 【福祉・児童センター、児童館】
5. 各公民館のサロン・広場事業等（再掲） 【各公民館】
6. 豊かな心の育成（教育における福祉活動やボランティア活動の取り入れ・中学生ワーキングウィーク）（再掲） 【学校教育課】
7. ブックスタート（再掲） 【保健センター】
8. 子ども110番の家（再掲） 【生涯学習スポーツ課】
9. 住民の自主防犯活動（再掲） 【安全安心推進課】
10. 児童委員・主任児童委員による児童の健全育成及び家庭教育支援活動【福祉総務課】
11. 青少年を有害サイトから守る有害情報パトロール隊（再掲）
【生涯学習スポーツ課】

12. 市民活動人材ネット「つながるバンク」【市民活動推進室】

趣味や仕事、生活などをおして身に付けた資格や知識、技術、やる気などを社会に役立てたい、と思っている方と、それを必要としている方をつなげる、市民活動人材ネット「つながるバンク」を実施し、市民のボランティア活動を支援しています。

今後は、登録者の活躍の場をさらに広げるとともに、多くの方が利用する制度となるよう認知度を高めていきます。

(4) 児童虐待の防止

1. 児童虐待の早期発見への協力 【学校教育課】

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。そのため、児童虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、その他児童虐待の防止に関する地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等の施策を促進することを目的とします。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童生徒の行動等の観察や、児童本人、教職員、他の児童からの情報収集、家庭訪問による状況把握を通して、児童虐待を受けたと思われる児童の保護に努めるものとします。

虐待を発見した場合の通報及び対処については、研修等を含めて全教職員が共通理解を深めていますが、現実にはなかなか通報・相談などを通して虐待事例からの児童生徒を保護することの難しさに悩む教職員が多くなっています。現在は、実務者会議を通して各関係機関がネットワークを構築し、情報交換を行いながら、虐待児童生徒へのアフターケアを行っています。また、それらネットワークと学校現場との高密度な連携を模索していく必要があります。

2. 要保護児童対策 【児童福祉課】

市内において子どもの虐待を発見した場合や市民から子どもの虐待通報を受けた場合に、関係機関と協議し、早期対応、指導等を実施するため機関の代表者による会議、実務者会議、個別ケース検討会議を行っています。

今後も事業を継続し、要保護児童対策地域協議会等の実施により適切な支援を行います。

3. DV相談による児童虐待の防止および早期発見【市民活動推進室】

DVと児童虐待は、ともに家庭内での暴力であることから同時に発生することが多く、さらに、児童虐待防止法では「子どもの目の前でのDVは児童虐待にあたる」と規定されています。DV相談を通じたDV被害者への支援が、児童虐待の防止や早期発見につながることから、平成27年4月に開始する蕨市配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談を行っていきます。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

1. 取組みの方針

本計画は、蕨市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、市民一人ひとりが行政と協働して計画の推進に取り組みます。

2. 計画の推進体制

子どもの保護者や保育・教育関係者、学識経験者等から構成される「蕨市子ども・子育て会議」を引き続き開催し、毎年度の計画実施状況の把握と検討を行うとともに、必要に応じて本計画の見直しについて審議します。

3. 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価（PDCA サイクル）し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「蕨市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、より多くの市民の声が生かせるよう、本計画の評価、改善を継続的に進めます。